

総務地域連携交通常任委員会 所管事項説明資料

令和7年5月22日

地域連携・交通部

目 次

1	組織の概要	1
2	令和7年度当初予算の概要	7
3	事務事業の概要	19
4	所管事項	27
	【部長所管】	
(1)	地籍調査の推進について	29
(2)	宮川の流量回復などの取組について	31
(3)	木曽峠干拓地の土地利用について	35
(4)	地域公共交通について	37
(5)	広域交通について	39
(6)	市町との連携・協働による地域づくりについて	41
(7)	移住の促進について	45
(8)	市町の行財政運営への支援について	53
	【スポーツ推進局長所管】	
(9)	スポーツの推進について	55
(10)	競技力向上対策について	59
	【南部地域振興局長所管】	
(11)	南部地域の振興について	63

【別冊資料】

(別冊1)「三重県熊野古道活用プラン（仮称）」中間案

1 組織の概要

地域連携・交通部の組織概要

※()は令和7年4月1日現在の職員数

地域連携・交通部長	(1)
副部長兼交通政策総括監	(1)
次長(地域づくり推進担当)	(1)
人権・危機管理監	(1)

本庁	134人
地域機関	122人
計	256人

地域連携・交通総務課	(15)	企画調整班	○部内の企画調整、議会対応、広聴広報
		総務班	○部内の組織・人事、危機管理、人権施策
		予算経理班	○部内の予算・決算・経理
水資源・地域プロジェクト課	(13)	水資源・土地利用班	○水資源開発の総合的な企画調整、国土利用計画法
		地域プロジェクト班	○木曾岬干拓地等の利活用の推進、地籍調査事業の推進
交通政策課	(9)	交通企画・鉄道班	○地域交通の企画調整、鉄道の活性化
	※派遣1名含む		
		地域交通班	○バス・タクシーの維持・活性化、交通不便地域等の移動手段確保
広域交通・リニア推進課	(4)	広域交通・リニア推進班	○広域交通(空港、航路)・リニア・物流施策の推進
地域づくり推進課	(12)	地域企画班	○市町の地方創生、市町への権限移譲、市町の合併
		地域づくり推進班	○市町等との連携による地域づくり推進、過疎地域の振興
移住促進課	(5)	移住促進班	○移住の促進
市町行財政課	(27)	行政班	○市町の行政運営・公務員制度、住民基本台帳制度
		財政第1班	○市町村税、市町の地方交付税
		財政第2班	○市町の地方債、市町の地方公営企業
		選挙班	○選挙の管理執行、政治資金

スポーツ推進局

スポーツ推進局長	(1)
次長(スポーツ推進局)	(1)

スポーツ推進課	(14)	総務企画班	○局内の総務・企画調整、県営スポーツ施設の管理運営、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備
		スポーツ推進班	○地域スポーツの推進
競技力向上対策課	(13)	事業調整班	○競技力向上対策の総合調整
		競技力向上対策班	○選手の発掘・育成・強化、指導者の養成

南部地域振興局

南部地域振興局長	(1)
次長(南部地域振興局)	(1)
参事(派遣)	(1)

南部地域振興企画課	(5)	振興企画班	○南部地域振興の企画及び総合調整、離島・半島地域の振興
東紀州振興課	(8)	東紀州振興班	○東紀州地域の振興、熊野古道伊勢路の活用
	※派遣3名含む		

地域防災総合事務所

桑名地域防災総合事務所

地域調整防災室

環境室

四日市地域防災総合事務所

地域調整防災室

環境室

鈴鹿地域防災総合事務所

地域調整防災室

環境室

津地域防災総合事務所

地域調整防災室

環境室

松阪地域防災総合事務所

地域調整防災室

環境室

伊賀地域防災総合事務所

地域調整防災室

環境室

※職員数は、環境室を除く

(13)

県民防災課

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、交通安全

桑名旅券コーナー

○旅券（パスポート）

総務課

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

環境課

○環境規制指導、廃棄物対策

(17)

地域防災課

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、交通安全

総務生活課

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

四日市旅券コーナー (近鉄百貨店四日市店内)

○旅券（パスポート）

環境保全課

○環境規制指導

廃棄物対策課

○廃棄物対策

(12)

県民防災課

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、交通安全

鈴鹿旅券コーナー (鈴鹿ハンター内)

○旅券（パスポート）

総務課

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

環境課

○環境規制指導、廃棄物対策

(11)

県民防災課

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、交通安全

総務課

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

環境課

○環境規制指導、廃棄物対策

(15)

地域防災課

○危機管理、広聴、南部地域活性化、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、交通安全

総務生活課

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

松阪旅券コーナー

○旅券（パスポート）

環境課

○環境規制指導、廃棄物対策

(15)

地域防災課

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙

総務生活課

○情報公開、人権、交通安全、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

伊賀旅券コーナー

○旅券（パスポート）

環境課

○環境規制指導、廃棄物対策

地 域 活 性 化 局

南勢志摩地域活性化局

地域活性化防災室

(15)

地域防災課

※職員数は、環境室を除く

○危機管理、広聴、南部地域活性化、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙

総務生活課

○情報公開、人権、交通安全、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

伊勢旅券コーナー

○旅券（パスポート）

環境課

○環境規制指導、廃棄物対策

環境室

紀北地域活性化局

地域活性化防災室

(12)

県民防災課

○危機管理、広聴、東紀州地域活性化、市町等との連携による地域づくり、情報公開、人権、交通安全、防災、消防・保安、選挙

尾鷲旅券コーナー

○旅券（パスポート）

総務課

○経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

環境課

○環境規制指導、廃棄物対策

環境室

紀南地域活性化局

地域活性化防災室

(12)

県民防災課

○危機管理、広聴、東紀州地域活性化、市町等との連携による地域づくり、人権、交通安全、防災、消防・保安、選挙

熊野旅券コーナー

○旅券（パスポート）

総務課

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

環境課

○環境規制指導、廃棄物対策

環境室

2 令和7年度当初予算の概要

令和7年度 地域連携・交通部 当初予算総括表

単位:千円

(上段:事業費、下段:県費)

	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 当初予算額 (B)	前年度比較増減 (B-A) (C)	増減率 (C/A)
一般会計 総務費	7,557,343 (5,381,416)	10,080,343 (6,754,913)	2,523,000 (1,373,497)	33.4% 25.5%
2月補正含み	7,745,520 (5,444,142)	10,176,429 (6,812,943)	2,430,909 (1,368,801)	31.4% 25.1%
※うち スポーツ推進局	2,032,344 (1,443,086)	1,972,971 (1,276,380)	△59,373 (△166,706)	△2.9% △11.6%
※うち 南部地域振興局	409,901 (339,959)	389,099 (288,112)	△20,802 (△51,847)	△5.1% △15.3%

令和7年度 地域連携・交通部 当初予算(課別)

単位:千円

課 名	R6年度 事業費 (県 費)	R7年度 事業費 (県 費)	増減額 事業費 (県 費)	令和7年度当初予算の主な事業
地域連携・交通総務課	2,086,076 (2,084,608)	2,117,672 (2,115,957)	31,596 (31,349)	・人件費(1,980,172)
水資源・地域プロジェクト課	820,708 (457,588)	1,189,498 (538,156)	368,790 (80,568)	・地籍調査費負担金(443,674) (2月補正含み 500,760) ・木曽岬干拓地整備事業費(329,821) ・工業用水事業会計出資金(326,254)
交通政策課	1,057,856 (670,086)	824,140 (646,807)	△233,716 (△23,279)	・地方バス路線維持確保事業費(338,100) ・鉄道利便性・安全性確保等対策事業費(141,999) ・地域における移動手段の確保に向けた総合対策事業費 (130,000)(2月補正含み 154,000)
広域交通・リニア推進課	47,492 (47,492)	549,825 (549,825)	502,333 (502,333)	・運輸事業振興助成交付金(トラック)(476,371) ・航空関係費(45,653)
地域づくり推進課	837,419 (154,205)	847,277 (169,798)	9,858 (15,593)	・市町村振興事業基金交付金(676,098) ・特例処理事務交付金(150,371)
移住促進課	122,052 (67,416)	127,388 (68,881)	5,336 (1,465)	・移住促進事業費(81,959) ・移住者を受け入れる態勢の充実支援事業費 (45,429)
市町村行財政課	143,495 (116,976)	2,062,473 (1,100,997)	1,918,978 (984,021)	・参議院議員選挙費(920,958) ・知事選挙費(894,625) ・住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費 (121,715)
スポーツ推進課	1,507,721 (1,052,345)	1,542,948 (1,026,380)	35,227 (△25,965)	・三重交通Gスポーツの杜鈴鹿事業費(674,649) ・体育スポーツ振興基金積立金(343,950) ・三重交通Gスポーツの杜伊勢事業費(291,390)
競技力向上対策課	524,623 (390,741)	430,023 (250,000)	△94,600 (△140,741)	・競技力向上対策事業費(261,200) ・国民スポーツ大会派遣事業費(106,865)
南部地域振興企画課	169,402 (131,002)	149,508 (106,497)	△19,894 (△24,505)	・離島航路支援事業費(52,069) ・南部地域活性化基金積立金(47,175)
東紀州振興課	240,499 (208,957)	239,591 (181,615)	△908 (△27,342)	・東紀州地域集客交流推進事業費(153,553) ・Easy Access to 東紀州！プロジェクト推進事業費 (32,009)
合 計	7,557,343 (5,381,416)	10,080,343 (6,754,913)	2,523,000 (1,373,497)	

公共交通の確保・充実 ①

交通政策課 224-2622
広域交通・リニア 224-2805
推進課

- 地域における高齢者や若者等の移動手段の確保を図るため、市町の効果的な交通施策立案に向けたきめ細かな伴走型支援を行うとともに、地域の移動ニーズに応じて、公共ライドシェア（自家用有償旅客運送制度）に基づく移動サービス導入などへの財政支援を行い、交通空白の解消に向けた取組を進めます。

地域内交通の充実

（一部新）地域における移動手段の確保に向けた総合対策事業 130,000千円（2月補正予算を含む額 154,000千円）

交通空白の解消に向けた取組の推進（125,300千円）

移動サービスの導入に向けた財政支援

- コミュニティバスの再編や、デマンド交通等の新たな移動サービス導入を「調査」から「実証」、「定着」まで切れ目なく支援
- 交通空白の解消に向けて、公共ライドシェア（自家用有償旅客運送制度）に基づく移動サービス導入を強力に推進

補助を拡充し、導入を促進

- 交通結節点における待合所などの乗継環境の整備を支援
- 地域の特性などの状況に応じて、交通ネットワークの構築に取り組む市町を重点支援



紀伊町おでかい応援サービス「えがお」（公共ライドシェア）

市町への伴走型支援（4,700千円）

合同施策検討会の実施

- 国（中部運輸局）と県が市町を直接訪問し、地域交通の解決策を協議する検討会を開催
- 市町の課題を共有し、国の知見やノウハウを活用



● 「公共ライドシェア等導入支援チーム」（仮称）による支援

- 効果的な交通施策導入のため、個別取組の制度設計や法手続き等について、国、県、市町に加え、交通事業者も交えた実務者による支援チームで、具体的に検討
- 取組内容に応じて、公共ライドシェアの導入も検討

バス・タクシーの運転士不足への対応
（24,000千円）※ 2月補正予算

公共交通の確保・充実 ②

交通政策課 224-2622
広域交通・リニア 224-2805
推進課

- 通勤や通学など日常生活の移動手段である鉄道やバス路線の維持・活性化のため、市町等と連携して利用促進などに取り組むとともに、国や市町と協調して支援します。
- リニア中央新幹線の2037年全線開業の実現に向けて関係者と連携して取り組むとともに、行動計画となる「みえリニア戦略プラン（仮称）」の令和8年3月の策定をめざします。

広域交通ネットワークの構築

（一部新）鉄道活性化促進事業（23,103千円）

- 鉄道の維持・活性化のため、沿線自治体で構成する協議会において連携して要望活動や利用促進の取組を実施
- 新** J R 関西本線（亀山～加茂間）の活性化のため、「関西本線活性化利用促進三重県会議」において、駅からの二次交通の充実や、観光列車の実証運行をはじめとする関西方面からの誘客を通じた利用促進等の取組を他府県とも連携し実施

鉄道利便性・安全性確保等対策事業（141,999千円）

- 鉄道事業者が実施する安全性・利便性の向上を図るための施設整備等について、国や沿線市町と協調して支援

伊勢鉄道基盤強化等対策事業（107,775千円）

- 伊勢鉄道（株）が実施する安全性・利便性の向上を図るための施設整備等について、国の補助金も活用して支援

地方バス路線維持確保事業（338,100千円）

- 地域間幹線系統バスの運行経費等に国と協調して補助を実施
- 県および市町の地域公共交通会議等において地域公共交通の活性化に向けた取組を実施



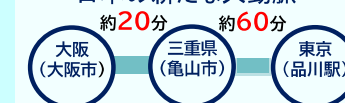
リニア中央新幹線関係費

（27,801千円）

- 「みえリニア戦略プラン（仮称）」の策定および必要な調査を実施
- 名古屋・大阪間の環境アセスの着実な推進と一日も早い全線開業の実現に向けた活動を実施
- リニアを中心とした新たな広域交通ネットワーク構築に向けた機運醸成の取組を実施



時速500kmのスピードでつながる
日本の新たな大動脈



令和6年度リニア建設促進
三重県期成同盟会総会

公共交通の確保・充実 ③

交通政策課 224-2622
広域交通・リニア 224-2805
推進課

- 深刻化するバス・タクシー運転士不足への対応として、交通事業者や市町と連携して運転士確保等の取組を進めます。
- トラック運転手の担い手不足や労働時間規制による輸送能力の不足等の課題に対応するため、物流事業者の人材確保等の取組を支援するとともに、宅配の再配達削減に向けた取組を進めます。

運転士不足への対応

バス・タクシー運転士



（一部新）地域における移動手段の確保に向けた総合対策事業
（154,000千円のうち24,000千円【再掲】 ※ 2月補正予算）

- 都市部でのバス運転士専門の就職イベントにバス事業者と共同出展し、移住相談にもワンストップで対応
- 県内外から幅広く運転士を確保するため、県内交通事業者の採用にかかる情報に加え、事業者の魅力等も発信できる、WEB広告等を活用した情報発信の取組を実施

新 交通事業者に対し、二種免許取得費用や誰もが働きやすい職場環境づくり等に係る取組への財政支援

- 各市町が取り組む自動運転の導入への支援



運転士就職イベントへの出展



自動運転バス



トラック運転手



【新】運輸事業関係費
（15,000千円※ 2月補正予算）

新 物流事業者が実施する女性・外国人などの多様な人材の確保と活躍を促進するための取組を支援



新 宅配荷物を玄関前などに届けるいわゆる「置き配」の普及・利用拡大を図るなど、再配達削減に向けた取組を推進



移住の促進

地域づくり推進課 224-2351
移住促進課 224-2420

- 人口減少対策における社会減対策の1つである移住の促進に向けて、移住者に実施したアンケートの分析をもとに、移住希望者のニーズや特性に応じたモデルによるプロモーションを実施し、「田舎暮らし」に加えて都市部を含む県全域への移住を促進します。
- 住まいの充実に取り組む市町等の支援や、移住者を受け入れる態勢をさらに充実させます。
- 地域おこし協力隊の定住・定着促進に向けた支援体制を強化します。

移住の促進と定住・定着に向けた取組の充実

(一部新) 移住促進事業 (81,959千円)

プロモーションの強化

新 移住希望者のニーズや特性に応じたプロモーションを実施

- ・SNSや雑誌掲載による様々な移住モデルに対応したアプローチ
- ・中京圏（仕事を变えない移住）に向けた名古屋駅等でのPR

新 県独自の移住フェアを開催

- ・名古屋、大阪に加え、東京での県独自移住フェアを開催



駅のデジタルサイネージ

- オンラインコミュニティ「日々三重」による移住希望者に向けた情報発信と交流の場の創出
- 移住スタイル別の移住体験会など企業と連携した取組を実施

相談対応の充実

- 移住相談窓口を中心としたきめ細かな相談対応を実施
- テーマや地域ごとのセミナー・相談会を対面やWEBで開催



移住相談会

(一部新) 移住者を受け入れる態勢の充実支援事業

インフラ（住まい）の整備

(45,429千円)

新 「三重県移住者の受入態勢充実支援事業補助金」による市町等への支援

- ・お試し住宅の整備に加え、体験ツアーでの利用を対象として拡充
- 県外からの移住者に対する空き家リフォーム費用を支援

受入態勢の充実

- 移住者と地域をつなぐ人材を各地に育成する講座を開催
- 東京圏から移住・就職した人等を対象に、市町と連携して移住支援金を支給

地域おこし協力隊サポート事業 (8,436千円)

定住・定着促進に向けた支援体制の強化

募集・受入時

隊員受入市町の課題分析・共有、助言・提案

任期中

隊員間のつながりづくりのための交流会を実施

退任後

定住に向けた相談体制の強化

- 隊員・市町職員向けの研修会を実施



地域おこし協力隊の交流会

競技スポーツの推進

スポーツ推進局
スポーツ推進課 224-2985
競技力向上対策課 224-2996

- 滋賀国スポ（国民スポーツ大会）に向け、成年・少年選手の強化活動を支援するとともに、次代を担うジュニア・少年選手の発掘・育成や優れた指導者の養成に取り組みます。
- 全国大会や国際大会での活躍をめざすパラアスリートの強化活動を支援します。
- 第89回国民スポーツ大会の在り方を検討します。
- 県営スポーツ施設について、利用者がより安全・安心に利用できる環境を提供するため、必要な整備を行います。また、指定管理者と連携し、より良いサービスの提供に取り組みます。

競技力の向上

競技力向上対策事業（261,200千円）

選手・チームの強化

- 国スポをはじめとする全国大会や国際大会で活躍できるよう、選手（成年、ジュニア・少年）・チームの強化活動を支援

チームみえ国スポ選手強化事業（129,504千円）
アスリートタレント発掘・育成事業（12,841千円）

指導者の養成

- 幅広い世代で指導者を養成し、一貫指導体制を構築
- チームみえトップ指導者養成事業（15,047千円）

パラアスリートの強化

- 全国・国際大会で活躍できるパラアスリートの強化活動を支援
- パラリンピック等選手強化指定事業（8,700千円）

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催準備事業

- 第89回国民スポーツ大会の在り方を検討

（1,267千円）



スポーツ施設の充実

三重交通G スポーツの杜 鈴鹿事業 （674,649千円）

- 施設の効率的・効果的な管理運営 378,981千円
- サッカー・ラグビー場の大型映像装置の詳細設計や水泳場の空調熱源設備改修工事など 295,668千円

三重交通G スポーツの杜 伊勢事業 （291,390千円）

- 施設の効率的・効果的な管理運営 102,549千円
- 第二陸上競技場の公認改修工事など 188,841千円



地域スポーツと障がい者スポーツの推進

スポーツ推進局
スポーツ推進課 224-2986
競技力向上対策課 224-2996

- 大規模大会等の誘致・開催、スポーツイベントの開催等に取り組む市町・競技団体等を支援します。
- スポーツを通じて活躍する子どもたちやチーム等を支援します。
- 三重県誕生150周年に向けた機運醸成を図りつつ、スポーツにふれ親しむ機会の拡充に取り組みます。
- 障がいの有無に関わらず、身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境づくりや、障がい者スポーツに取り組む機会の充実、選手の発掘や支える人材の養成等に取り組みます。

地域スポーツの推進

レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業（75,000千円）

- 市町・競技団体等が実施する国際大会、全国大会等の大規模大会の開催やスポーツ教室の開催等に必要な経費を支援

地域のきらりスポーツ推進事業（61,958千円）

- スポーツ人口の拡大や地域の活性化につなげるため、スポーツを通じて活躍する子どもたちやチーム等を支援

地域スポーツ推進事業（64,309千円）

- スポーツ推進月間のキックオフイベントとして「みえのスポーツフォーラム」を開催
- 総合型地域スポーツクラブの質的充実のため、専属のクラブアドバイザーを設置するとともに、体験会や地域別研修会を開催し、中学校部活動の地域連携・地域移行を促進

（一部新）地域スポーツイベント開催事業（39,556千円）

- 県民の皆さんにさまざまなスポーツの場を提供するため、「みえスポーツフェスティバル」を県内各地域で開催
- 三重県誕生150周年に向けた機運醸成を図りつつ「第19回美し国三重市町対抗駅伝」を開催



▲国際大会の開催



▲みえスポーツフェスティバル



▲美し国三重市町対抗駅伝

障がい者スポーツの推進

障がい者スポーツの裾野の拡大 【子ども・福祉部】 （60,324千円）

- 「三重県障がい者スポーツ支援センター」において、県民・企業等からの相談対応、SNS等を通じた情報発信、障がい者スポーツ団体と企業等のニーズのマッチング
- 選手の発掘に向けた初心者講習会、指導員の養成研修の実施
- 競技団体の遠征費の補助 など



▲三重県障がい者スポーツ支援センターホームページ

南部地域の振興

南部地域振興局
南部地域振興企画課 224-2192
東紀州振興課 224-2193

- 「三重県南部地域振興プラン」の3つの取組方向に基づき、南部地域への愛着・誇りの醸成や地域との関係性の継続、副業や兼業など多様で柔軟な働き方の創出、および地域内の人材育成と関係人口の深化・拡大等に取り組みます。
- 南部地域活性化基金を活用して、複数市町の連携による南部地域の活性化に向けた取組を支援します。

- 世界遺産熊野古道伊勢路を良好な状態で保全するとともに、来訪者が安全・快適に歩けるよう、案内標識、トイレ等の観光インフラ整備を総合的に支援します。
- プロモーションによる誘客促進、各峠等へのアクセス改善のための二次交通の調査・実証運行等を実施します。

南部地域活性化基金を活用した取組等

南部地域の企業・魅力体感事業（4,107千円）

- 南部地域外へ進学・就職した若者を対象とした、南部地域の企業見学および地域で活躍している方々との交流バスツアーを実施

（一部新）南部の地域づくり連携推進事業（11,750千円）

- 県土整備部と連携し、空き家の非住宅（店舗等）への改修費及び除却費を支援
- 農林水産部と連携し、担い手確保に向けた労働環境の整備に必要な機械・設備の導入を支援

南部地域における持続可能な第一次産業をめざして事業（5,085千円）

- 南部地域における多様で柔軟な働き方の確立に向け、スポットワークの利用促進のための実証事業を実施

多様な人材が集う「賑わい」の維持・創出事業（10,509千円）

- 農林水産業の作業体験や地域の伝統行事への参加などをきっかけにした関係人口の創出

南部地域活性化基金支援事業（9,580千円）

- 若者の定着・人口還流や地域産業の活力向上、賑わいのある南部地域に向けた事業に連携して取り組む市町を支援



みかんの収穫体験による関係人口の創出

熊野古道の未来への継承と活用

（一部新）熊野古道活用促進事業（26,097千円）

- 市町、保全団体が実施する保全活動や案内標識整備に係る事業を支援
- 情報発信やイベント出展等、国内外に向けたプロモーションを展開
- 熊野古道サポーターズクラブの活動や熊野古道一斉クリーンアップ作戦、次世代を担う子どもたち等を対象とした保全体験活動等を実施

（一部新）Easy Access to東紀州！プロジェクト推進事業（32,009千円）

- 熊野古道来訪時における二次交通の利便性を向上させるためのアクセスバスを運行するとともに、新たにタクシー事業者を活用した調査・実証事業を実施

東紀州地域集客交流推進事業（153,553千円）

- 熊野古道センターの開館以後の社会環境の変化をふまえ、開館20周年を目標に、常設展示のリニューアルを実施

持続可能な観光地づくり ※観光資源活用推進事業（観光部）の一部

観光客受入環境整備事業（20,000千円）

- 熊野古道伊勢路沿線の市町が管理するトイレの洋式化・高機能化を支援



案内標識の整備



熊野古道アクセスバス

3 事務事業の概要

事 務 事 業 概 要

項 目	概 要
【地域連携・交通総務課】 課長 濱口 麻裕子 Tel 059-224-2711 1 部内の企画及び組織、人事、予算、経理等について	部内の企画、調整、組織、人事、予算、経理等に関する業務を一元的に行い、部内の各課、地域防災総合事務所、地域活性化局とともに担当施策を推進する。
人権・危機管理監 羽田 勇人 Tel 059-224-2022 1 部内の人権及び危機管理について	部内の人権施策及び危機管理に関することを行う。
【水資源・地域プロジェクト課】 参事兼課長 水谷 亨 Tel 059-224-2010 1 水資源開発の総合的な企画・調整について	水資源の効率的な利用や未利用水対策等の企画・調整を図るとともに、「水資源開発促進法」及び「水資源機構法」に基づく法手続き並びに関連調整事務を行う。 また、異常渇水時における調整を行う。
2 総合的な土地利用の調整について	「国土利用計画法」に基づき、総合的かつ計画的な土地利用の調整を行うとともに、一定面積以上の大規模な土地に関する権利の移転等の届出の審査を行う。 また、県内主要地の地価を調査し、公表する。
3 国土調査(地籍調査事業)の推進について	土地利用に関する基礎資料となる地籍調査を実施する市町等に対し、経費の一部を負担するとともに、事業実施の助言・調整等を行う。

項 目	概 要
4 木曽岬干拓地の土地 利用について	木曽岬干拓地の有効利用を図るため、適切な維持管理を行うとともに、伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用に向けた取組等を推進する。
5 大仏山地域の土地 利用について	「三重県大仏山地域土地利用構想」に基づき、大仏山地域の適切な維持管理を行うとともに、多様な主体の参画による土地利用に向けた取組を推進する。
【交通政策課】 課長 岡田 明 TEL 059-224-2622	
1 地域公共交通につ いて	バスや鉄道等既存の地域公共交通の維持・活性化のため、国や市町と協調し、運行や設備整備への支援等を行うとともに、沿線市町や事業者等と連携し、利用促進や利便性の向上に取り組む。 また、市町の地域公共交通協議会に参画し、路線バスやコミュニティバス等も含めた生活交通のネットワーク化の取組について検討する。
2 交通不便地域等に おける移動手段の確 保について	高齢者や若者などの移動手段を確保するため、地域の実情や移動ニーズをきめ細かく把握し、市町等による移動サービスの導入・定着や交通ネットワーク構築に向けた取組を支援する。
【広域交通・リニア推進課】 課長 林 源次郎 TEL 059-224-2805	
1 リニア中央新幹線 について	リニア中央新幹線の名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定と東京・大阪間の一日も早い全線開業の実現に向け、J R東海をはじめ、国土交通省や沿線自治体と連携・協力して一体となった取組を推進する。 また、リニア三重県駅開業の効果を県内全域へ広げていくための取組を推進する。

項 目	概 要
2 中部国際空港及び 関西国際空港につい て	中部国際空港及び関西国際空港について、「中部国際空港利用促進協議会」、「中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会」、「関西国際空港全体構想促進協議会」の関係団体と連携し、利用促進と機能強化を図る。 また、中部国際空港との海上アクセスについて、関係者で構成する「海上アクセス利用促進調整会議」において利用促進に取り組む。
3 物流について	持続可能な物流の実現に向け、国や関係団体等と連携し、物流業界の課題解決のための取組を支援する。
【地域づくり推進課】 課長 三浪 純子 Tel 059-224-2170	
1 市町の地方創生に について	地域の特色や地域資源を生かした地方版総合戦略の取組が、市町で円滑に実施されるよう、必要な助言や情報提供等の支援を行う。
2 市町との連携・協働 による地域づくりに ついて	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、県と市町が連携を図りながら、地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進する。 また、地域づくりの核となる地域おこし協力隊等の人材育成や、任期終了後も地域に定住し続けるための支援を行うなど、地域の活性化に向けて取り組む。
3 過疎対策について	過疎地域の持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正を図るため、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき総合的な過疎対策を推進する。

項 目	概 要
【移住促進課】 課長 倉口 弘明 TEL 059-224-2420 1 移住の促進について	本県への移住を促進するため、移住相談機会を充実させるとともに、市町等と連携し、三重の魅力ある暮らしの情報発信や移住者を受け入れる態勢の充実に取り組む。
【市町行財政課】 課長 宮本 祐華 TEL 059-224-2171 1 市町行政事務について 2 市町税財政事務について 3 選挙管理事務について	地方自治制度、地方公務員制度、住民基本台帳制度等に関することについて、適正な運営が行われるよう調査、助言等を行う。 市町の地方交付税に関する事務、地方債に関する事務及び市町村税に関する事務等を行うほか、地方税財政制度に関することについて適正な運営が行われるよう調査、助言等を行う。 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員、県議会議員及び知事の選挙を管理するとともに、有権者の政治意識の向上や明るい選挙の推進に向けて、啓発事業を行う。 また、市町選挙管理委員会に助言等を行う。

事 務 事 業 概 要

(スポーツ推進局)

項 目	概 要
【スポーツ推進課】 課長 野村 太郎 TEL 059-224-2985 1 地域スポーツについて	スポーツ推進月間の取組やスポーツイベントの開催等により、スポーツを「する」「みる」「支える」ための機運の醸成を図るとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活用した取組を市町等と連携して進めることにより、スポーツを通じた地域の活性化に取り組む。
2 スポーツの推進に係る総合調整及び県営スポーツ施設について	市町及び関係団体等と連携することで、「第3次三重県スポーツ推進計画」における施策を総合的・横断的に推進する。 また、県営スポーツ施設について、指定管理者と連携しながら、施設の安全性や利便性の確保及び効果的・効率的な管理運営に努めるとともに、計画的に整備・改修を行う。
3 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会について	国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会開催に係る調整を行う。
【競技力向上対策課】 課長 藤田 隆司 TEL 059-224-2979 1 競技力向上対策について	三重県ゆかりの選手・チームの活躍により、郷土への愛着や誇りを高めるとともに、スポーツを通じた地域の絆づくりを進めるため、三重県競技力向上対策本部を中心に、ジュニア選手の発掘・育成や、選手等への強化活動支援、優れた指導者の養成に取り組む。 また、一定の競技力を有するパラアスリートへの支援に取り組む。

事 務 事 業 概 要

(南部地域振興局)

項 目	概 要
【南部地域振興企画課】 次長兼課長 山本 佳子 Tel 059-224-2192 1 南部地域振興の企画及び総合調整について	南部地域の複数の市町が連携して行う、若者の定着・人口還流に向けた事業、地域産業の活力向上に向けた事業または賑わいのある南部地域に向けた事業等について、南部地域活性化基金を活用して支援することにより、南部地域への定住を促進する。 また、地域づくりに関わる関係人口の拡大を図り、地域住民が主体となった取組を支援するなど、南部地域の振興に向けて、関係部局と連携しながら、総合的・横断的に取り組む。
2 離島振興について	離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上等を図るため、「離島振興法」及び「三重県離島振興計画」に基づき総合的な離島振興対策を推進する。
【東紀州振興課】 課長 山本 宏 Tel 059-224-2193 1 東紀州地域の振興について	市町、関係団体等と連携し、情報発信や受入環境の整備、伊勢から熊野までを結ぶ熊野古道伊勢路の環境づくり等により国内外からの誘客を促進する。 また、一般社団法人東紀州地域振興公社を通じて、熊野古道をはじめとする地域資源を活用した観光振興・産業振興等に取り組む。
2 県立熊野古道センター及び紀南中核的交流施設について	東紀州地域の振興に向け、県立熊野古道センター及び紀南中核的交流施設と連携して、熊野古道をはじめとする地域資源の情報発信、集客交流促進に取り組む。

4 所 管 事 項

(1) 地籍調査の推進について

1 地籍調査の目的

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとに土地の所在、地番、地目、所有者、面積を確定し、地籍簿・地籍図を作成するものです。

地籍調査を行うことにより、①土地の基礎的な情報である面積や形状の明確化、②土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の有効活用、③公共事業の効率化などさまざまな効果が図られます。特に、東日本大震災からの復旧・復興では、土地の境界確認や区画の復元に大きな成果が認められたところです。

なお、事業主体となる市町には国や県からの補助（経費全体のうち1/2は国が、1/4を県が負担）があり、さらに市町が負担する経費（全体の1/4）の80％は特別交付税措置の対象となっていることから、市町は実質5％の負担で地籍調査事業を実施することができます。

2 現状と課題

(1) 現状

事業主体である市町と連携して、土砂災害警戒区域や津波浸水想定区域などの被災想定区域や、国道1号北勢バイパスの実施予定区間をはじめとする公共事業の円滑な進捗に資する地域など、優先度が高いと考えられる地区で重点的に調査を進めていますが、本県の地籍調査の進捗率は、令和6年度末で10.1％（全国平均53％：令和5年度末）となっています。

県では事業主体である市町における現状を把握し、進捗に影響を及ぼしている課題を解決するため、令和6年7月に「三重県地籍調査推進検討会」を設置し、令和7年3月に「三重県地籍調査推進の取組方針」を策定しました。

(2) 課題

地籍調査は土地所有者との権利関係の調整や現地での境界立会等に非常に多くの労力と時間を要します。

事業主体となる市町では人員・予算が十分でないことやノウハウが乏しいこと、計画的に実施できないことなどが課題となっています。

3 今後の取組

取組方針では、県と市町が連携して、土地所有者の理解・協力を得つつ、市町が効率的、円滑に推進できるよう実施体制を整備・強化していくとともに、優先的に推進する区域へ限られたリソース（人・予算など）を重点的に投入するなど、計画的に推進していくこととしています。

(1) 効率的、円滑に推進できる体制の整備・強化

民間業者等を活用した包括委託を促進することで市町の負担を軽減することや、地籍調査に関する豊富な知識を有する実務経験者等を活用した地域連絡会議を開催するなどの技術的支援を行うことで、市町の課題に対する実施体制を強化します。

また、航空機や自動車で測量したデータを活用する先進的な取組や、街区境界調査などの活用の促進など、様々な技術や制度の活用を推進します。

(2) 優先的に推進する区域の選定

被災想定区域において、優先的に調査を進める区域を選定し、市町の計画的な地籍調査を推進します。

(3) 迅速に進めるための重要性の周知

防災に関するイベント等で住民や市町等へ地籍調査の重要性を周知します。

また、開発行為を行う民間業者や森林組合等へ地籍調査における補助金等の活用を周知します。

(2) 宮川の流量回復などの取組について

1 経緯

宮川流域の健全な水環境の構築をめざした取組の一つである流量回復の取組については、平成 12 年 3 月に、宮川にダムや取水堰等が何もなかったと仮定して当時のダム流入量（S62～H8 のデータ）から試算された、再現渇水流量「宮川ダム直下 $2 \text{ m}^3/\text{s}$ 、栗生頭首工直下 $5 \text{ m}^3/\text{s}$ 」を流量回復の目標として段階的に回復していくという基本方針が、宮川ルネッサンス委員会水部会から宮川ルネッサンス委員会へ報告されました。

これを受けて、県（宮川流域ルネッサンス事業推進会議）は「宮川ダム直下 $0.5 \text{ m}^3/\text{s}$ 、栗生頭首工直下 $3 \text{ m}^3/\text{s}$ 」を当面の流量回復の目標とし、平成 13 年 3 月に宮川ルネッサンス委員会で確認されました。（別紙 1）

また、水力発電事業の民間譲渡に際し、平成 20 年度に三重県議会から、「①宮川ダムからの $0.5 \text{ m}^3/\text{s}$ の常時放流を譲渡後も継続すること、②当面の目標である栗生頭首工直下 $3 \text{ m}^3/\text{s}$ を譲渡条件とすること、③当面の目標実現後、宮川の自然環境や生態系の一層の保全に努め、更なる流量回復を図ることや、季節の水需要に応じた弾力的な水量調整を行うことも検討」との提言を受けています。

2 現状と課題

(1) 流量回復の取組

「宮川ダム直下 $0.5 \text{ m}^3/\text{s}$ 」については、平成 18 年 4 月 1 日より実施しており、水力発電事業譲渡後も承継されています。

「栗生頭首工直下 $3 \text{ m}^3/\text{s}$ 」については、宮川用水土地改良区及び中部電力株式会社と締結した確認書（平成 26 年 6 月）に基づき、 $3 \text{ m}^3/\text{s}$ を確保するための放流を実施しています。

しかし、かんがい放流中の流量回復放流は、農業用水の取水や河川水質への影響が懸念されることから実施していなかったため、年間を通し安定的な流量を確保する目標を達成できない期間が生じていました。

そこで、かんがい放流の実施時においても流量回復放流を可能とする（いわゆる同時放流）運用ルール（令和 3 年 4 月 1 日施行）を策定し、試行しています。

(2) 宮川上流域のより良い流況に向けた取組

宮川ダム直下における当面目標「 $0.5 \text{ m}^3/\text{s}$ 」は確保しているものの、宮川ダム直下から三瀬谷ダムの間の流況については、水生生物のへい死など、現在も課題があります。

このため、令和 2 年 11 月 25 日に、この間のより良い流況に向けて、さまざまな視点から検討を行う「宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議（以下、「検討会議」という。）」を庁内に設置しました。

令和6年度は、関係部局において、河川の水質や流量、鮎等の生息環境などを調査し、それぞれの取組について情報共有、検討を行い、引き続き調査を継続していくことを確認しました。

なお、調査結果については、河川水質は環境基準を概ね満たしており、鮎の餌となる付着藻類の環境としても、概ね適していました。

また、関係機関と検討会議で共有された現地調査結果や、現況河川の利用状況をはじめとした課題等について、利水者や流域市町など関係者と意見交換を実施しました。

3 今後の取組

(1) 流量回復の取組

かんがい放流と流量回復放流の同時放流は、単独での放流に比べて、宮川ダム貯水量の減少が早まることや、放流水の水質悪化（濁水）のリスクが非常に高くなります。本格運用につなげるため、試行による実績を重ね、リスクへの対策を慎重に検証し、引き続き、年間を通した安定的な流量確保に向けた取組を進めます。

(2) 宮川上流域のより良い流況に向けた取組

宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のより良い流況を実現するため、現状をできる限り把握し、課題と要因を明確にしたうえで、利水者や流域市町など関係者と丁寧な意見交換を行います。

引き続き、流況についてのデータを蓄積し、関係部局と検討を進めるとともに、検討結果をもとに関係者と調整します。

宮川概要図

(H12.3)ルネッサンス委員会水部会報告
再現洪水流量 $2\text{m}^3/\text{s}$

(H13.3)宮川流域ルネッサンス事業推進会議
当面の流量回復目標
宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$

河口から+78.0km

約30km

三瀬谷ダム

河口から+48.1km

河口から+37.4km

宮川用水取水

県管理 国管理

河口から+11.6km

栗生(あお)頭首工

宮川ダム

宮川

三浦湾

伊勢湾

(H12.3) ルネッサンス委員会水部会報告
再現洪水流量 $5\text{m}^3/\text{s}$
(H13.3) 宮川流域ルネッサンス事業推進会議
当面の流量回復目標
栗生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$

別紙 1

※河口からの距離は、図上での計測による

(3) 木曽岬干拓地の土地利用について

1 現状

木曽岬干拓地は、三重県と愛知県の県境部に位置し、平成12年度に両県が国（東海農政局）から購入しました。

このうち三重県部分の約335haについては、「木曽岬干拓地の土地利用計画（平成26年度作成）」に基づき一部を利活用しながら、社会経済状況の変化をふまえ、今後の土地利用の方向性を検討しています。（別紙1）

(1) 伊勢湾岸自動車道より北側（木曽岬新輪工業団地）

平成31年2月に工業用地として第1期分譲を開始し、令和6年11月に最終区画の所有権を移転し、全体約45.6haの分譲が完了しました。

(2) 伊勢湾岸自動車道より南側

地元の市町長等を委員とする「木曽岬干拓地土地利用検討協議会」において、今後の土地利用の計画策定に向けた取組を進めています。

このうち「新エネルギーランド」では、平成26年度から木曽岬メガソーラー株式会社がエネルギーサービス事業を行っています。

「建設発生土ストックヤード（第2期）」については、公共工事等から発生する土砂による盛土を令和6年8月から実施しています。

「農業体験広場」は、できるだけ現状の地形を生かした形での暫定利用に向けて検討を進めることとしています。

また、干拓地へのアクセス道路として、高速道路に最短で接続できる伊勢湾岸自動車道・弥富木曽岬IC付近から愛知県側の県道に接続するルートを計画しており、愛知県等関係機関との協議を進めています。（別紙1）

2 今後の取組

伊勢湾岸自動車道より南側については、早期の土地利用が図られるよう、引き続き、木曽岬干拓地土地利用検討協議会等を活用し、令和8年度の都市的土地利用計画策定を目標に検討を進めます。

また、愛知県側へのアクセス道路については、関係部局と連携し早期供用に向け、愛知県等関係機関と協議し、より詳細な調査・設計を進めます。

(4) 地域公共交通について

1 交通空白地等における移動手段の確保

(1) 現状と課題

交通空白地等においては、自家用車を持たない高齢者や若者をはじめとする県民の通学や通院、買い物など、日常生活に必要な移動手段の確保が課題となっています。

県では、交通空白地等において、高齢者などが運転免許証を自主返納しやすい環境づくりや、通学をはじめとする若者の移動ニーズへの対応のため、コミュニティバスやデマンド交通、公共ライドシェア[※]等の移動手段の確保に取り組む市町に対して支援を行っています。令和7年度は、令和6年度に創設した「三重県交通不便地域等移動手段確保総合対策補助金」について、公共ライドシェアの導入に向けた取組への補助を拡充するなど、財政支援を強化しました。

※バスやタクシー事業による輸送手段の確保が困難な地域において、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて有償で提供する運送サービス

(2) 今後の取組

国（中部運輸局）とともに市町を訪問して交通課題の解決策を検討する「合同施策検討会」の開催や、交通事業者も交えた「公共ライドシェア等導入支援チーム」による実務者レベルでの個別取組の検討など、市町における効果的な施策立案に対して伴走支援を行うとともに、地域の実情に応じた取組を進める市町への財政支援を行います。

2 鉄道の維持・確保

(1) 現状と課題

地域内の移動を支える地域鉄道[※]では、沿線自治体が経営に参画することなどにより、路線の維持を図っていますが、老朽化による設備更新の増等により自治体の負担は大きくなっています。

また、JRにおいても関西本線などの在来線は、利用者が減少傾向にあり、大量輸送などの鉄道の特性が十分に生かせていない線区もみられます。

県民の生活交通において大きな役割を担っている鉄道の維持が図られるよう、関係者が連携して一層の利用促進や利便性向上に取り組む必要があります。

※伊勢鉄道、養老鉄道、三岐鉄道、四日市あすなろう鉄道、伊賀鉄道

(2) 今後の取組

鉄道事業者等が安全確保のために実施する設備整備に対し、国や沿線市町と協調して補助を行います。地域の重要な通勤・通学の移動手段であるとともに、名古屋市と伊勢・鳥羽地域、東紀州地域を結ぶ鉄道網の一部となっている第三セクターの伊勢鉄道については、県内の交通体系全体に影響を及ぼす鉄道として、関係市町と連携して支援します。

また、地域鉄道や在来線について、沿線自治体で構成する協議会において利用促進活動や要望活動に取り組みます。

J R 関西本線（亀山～加茂間）については、「関西本線活性化利用促進三重県会議」を構成する亀山市や伊賀市、J R 西日本と連携し、観光列車の実証運行を行うとともに、沿線市が取り組む、駅からの二次交通の充実に向けた実証事業を支援するなど、利用促進や利便性向上に向けた取組を実施します。

3 地域間幹線バスの維持・確保

（１）現状と課題

県では、複数市町に跨る路線バスのうち一定の要件を満たす地域間幹線バスについて、国の補助要件に基づき、国との協調補助を行っています。

しかしながら、利用者の減少により補助要件から外れることが懸念される路線もあることから、市町やバス事業者等と連携し、さらなる利用促進や利便性向上の取組を進めるとともに、対応策を検討する必要があります。

（２）今後の取組

引き続き、地域間幹線バスの運行経費に対して補助を行うとともに、運行経路やダイヤについて、それぞれの路線が果たしている役割をふまえ、市町やバス事業者等と協議を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、利用者の減少により補助要件から外れた場合、バス事業者単独での維持が困難となることが懸念される路線については、国・市町・バス事業者で構成する県地域公共交通協議会地域別ワーキンググループにおいて、さらなる利用促進や利便性向上の取組を検討するとともに、国の補助が一定期間受けられる地域公共交通利便増進事業や地域旅客運送サービス継続事業の活用も視野に、路線のあり方と対応策について検討します。

4 公共交通の担い手確保

（１）現状と課題

県内のバス運転士については、平成 30 年度から令和 5 年度にかけて 62 人、約 4.6%減少し、2024 年問題も重なり、最終バスの時刻繰り上げや利用者が少ない休日の減便などの影響が生じています。またタクシー運転士についても、地域や時間帯によってはコロナ後の需要回復に対して十分に対応できていないところがあります。

（２）今後の取組

第二種運転免許取得支援や誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む交通事業者を支援するとともに、大都市圏でのバス運転士就職イベントに出展するなど、交通事業者と連携した運転士確保の取組を進めます。また、運転士不足に対応するため、市町が実施する自動運転導入の取組を支援します。

(5) 広域交通について

1 リニア中央新幹線について

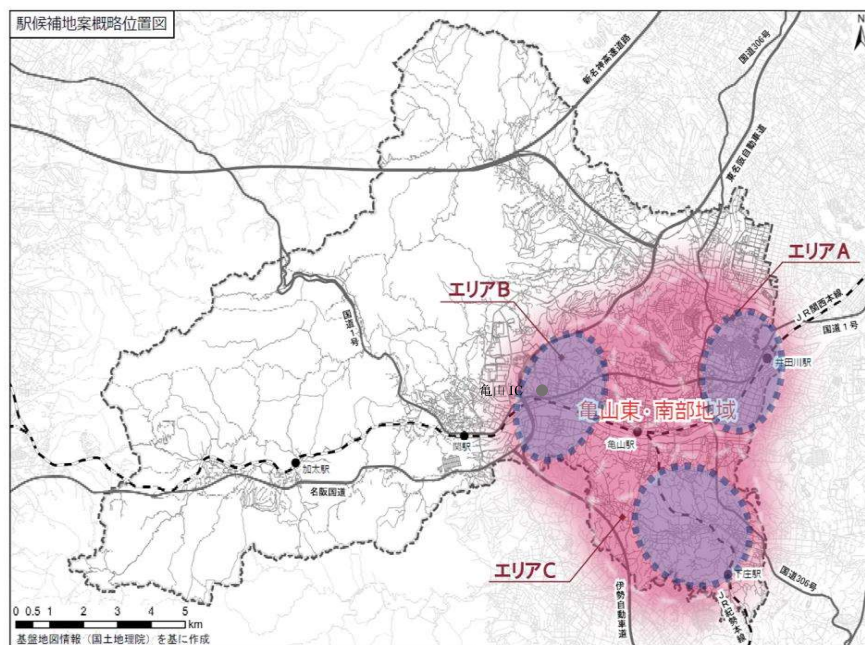
(1) 現状と課題

名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定、東京・大阪間の一日も早い全線開業の実現をめざし、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」（以下、「県同盟会」という。）をはじめ、沿線自治体と連携した枠組みである「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」や「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」を通じた活動を積極的に進めています。

昨年度は、県同盟会からＪＲ東海に対して、一日も早い全線開業の実現と、令和４年度に県同盟会で決議した亀山市内の３つの駅候補地についての評価結果をふまえた駅選定、リニア開業効果を県内に波及させるための鉄道ネットワークの強化・充実、駅周辺の魅力あるまちづくりへの支援等に関する要望を行いました。

また、名古屋・大阪間の行政課題を共有し、取組を加速させるため、「リニア中央新幹線三重・奈良・大阪建設促進連携会議」を設置し、三府県、国土交通省、ＪＲ東海で意見交換・情報共有を行いました。

令和６年３月に策定した「三重県リニア基本戦略」が示す「めざす三重の姿」の実現に向け、行動計画となる「みえリニア戦略プラン（仮称）」の策定に取り組み、市町、経済団体、交通事業者、有識者、関係部局等で構成する「みえリニア戦略プラン（仮称）検討委員会」等での意見をふまえ、令和７年３月に、東京・名古屋間の先行開業を見据えた取組を中心に中間報告をとりまとめました。



(2) 今後の取組

名古屋・大阪間の概略ルート・駅位置が確定する環境影響評価の法的な手続きに向け、ＪＲ東海が準備を進めており、引き続き、同社をはじめ国土交通省や沿線自治体など、関係機関との連携・協力を図りながら、名古屋・大阪間の円滑な環境影響評価手続きの実施及び一日も早い全線開業に向け取り組んでいきます。

また、「みえリニア戦略プラン（仮称）」の令和8年3月の策定・公表をめざし、中間報告でとりまとめた先行開業を見据えた取組の充実を図るとともに、全線開業を見据えた取組として、リニア三重県駅を核とした交通ネットワークや駅周辺のまちづくり、リニアによる広域災害リスクの分散など、全線開業のインパクトを県内全域に広げる取組を重点的に検討していきます。

加えて、リニア開業効果等についての効果的な啓発活動に取り組み、リニアに対する県民の皆さんの一層の機運醸成を図っていきます。

なお、J R東海に対しては、先行する東京・名古屋間の工事等の知見を生かし、工事の安全、環境の保全、地域との連携を重視して取り組むよう要望していきます。

2 中部国際空港について

（1）現状と課題

中部国際空港における航空需要は、新型コロナウイルス感染症の影響から着実に回復しつつあるものの、他空港に比べてその回復スピードは緩やかな状況にあることから、国内線、国際線の航空需要の一層の拡大や空港の更なる利用促進に取り組む必要があります。

また、国際拠点空港としての機能を十分に発揮していくためには、早期の第二滑走路整備による完全 24 時間運用の実現に向け、取り組んでいく必要があります。

（2）今後の取組

三県一市の自治体、経済団体、空港会社及び企業等で構成する「中部国際空港利用促進協議会」を通じて、インバウンド需要拡大等に向け、中部国際空港の利用促進・活用等の取組を一体的に推進し、利用回帰や利用拡大の促進に向けた取組を進めます。

また、第二滑走路をはじめとする機能強化については、同じく三県一市の自治体、経済団体及び空港会社で構成する「中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会」を通じて、国に対する要請活動を行うとともに、第二滑走路整備に係る課題解決に向けた調整を行っていきます。

3 物流について

（1）現状と課題

物流は、県民生活や地域経済を支える重要な社会インフラの一つですが、深刻化する担い手不足に加え、2024 年問題も重なり、輸送力の低下が懸念されています。

（2）今後の取組

中部運輸局三重運輸支局や三重県トラック協会等の関係機関と連携・協力し、物流事業者による人材確保や物流効率化の取組への支援、宅配の再配達削減に向けた消費者の行動変容の促進など、物流業界の課題解決に取り組みます。

(6) 市町との連携・協働による地域づくりについて

1 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組

(1) 現状と課題

人口減少の進行や産業構造の変化等に伴い、コミュニティの維持や生活サービス機能の確保等、さまざまな課題が顕在化しています。県では、こうした課題に対応し、地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進するため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（以下、「協議会」という。）の取組等により地域課題の解決に取り組んでいます。

協議会は、県と市町が対等な関係で設置する共管組織として、平成21年2月に設置されました。

協議会では、全県的な課題をテーマとした検討会議や地域防災総合事務所及び地域活性化局単位の検討会議を通じて、全県的な課題の協議・検討や、地域・市町の実情に応じた地域づくりの支援に取り組んでいます。

また、「知事と市町長の円卓対話」を開催し、市町固有の地域課題についてオープンな場で議論を行っています。

(2) 今後の取組

協議会の仕組みを活用して設置している「人口が減っても住み続けられる地域コミュニティのしくみ検討会議」等を通じて明確となった課題等への対応方法について、引き続き、勉強会や事例研究により習得できる機会を設定し、それぞれの地域で実践につなげていけるよう、職員の知識・スキルの向上を図るとともに、県と市町の情報共有を進めます。

また、地域防災総合事務所及び地域活性化局単位の検討会議を通じて、地域・市町の実情に応じた地域づくりの支援に取り組むほか、引き続き、知事と市町長との協議の場として「知事と市町長の円卓対話」を開催します。

2 地域コミュニティと若者をつなぐ取組

(1) 現状と課題

現在、各地域では、定年退職後の元気な高齢者が地域コミュニティを支える大きな力となっていますが、数年後にはその中心である団塊の世代が後期高齢者となることから、さらなる担い手の減少、コミュニティ機能の低下が予想されています。今後は、これまで地域づくりの中心を担ってきた中高年層に加え、若者の力を生かしていくことが不可欠です。

そのため、地域づくりに興味や関心を持つ若者同士がつながるきっかけづくりとして、地域での実践活動やSNS等による交流の場づくりに取り組んできましたが、若者に興味のある取組にとどまり、地域コミュニティとの連携につなげられませんでした。

このことから、令和6年度は、地域とつながるしかけとして、若者が自治会や地域づくり団体等にインターンシップとして参加し、現場で直接地域づくり活動の経験を積んでもらう取組を県内2地域（名張市、伊勢市）で実施しました。

(2) 今後の取組

地域と若者がつながった自発的な地域づくり活動の創出に向けて、引き続き、令和7年度も地域づくりや地域活性化に興味や関心のある若者が、自治会や地域づくり団体等にインターンシップとして参加し、地域の課題やニーズを把握しながら現場で地域づくり活動の経験を積めるような取組を行います。

3 過疎対策

(1) 現状と課題

過疎地域*においては、人口減少と高齢化、主な産業である第一次産業の低迷、農地や山林の荒廃による公益的機能の低下等、さまざまな課題への対応が求められており、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう市町と連携して取組を進めていくことが必要です。

そのため、過疎地域等の条件不利地域において、市町が行う住民の身近な地域課題の解決に向けた取組等に対して、地域活性化支援事業補助金（県単独事業）を交付し、市町の魅力と活力ある地域づくりを支援しています。令和6年度は、熊野市の伊勢路・中辺路を繋ぐ二次交通確保対策事業と、志摩市の地域活性化団体との連携による移住定住促進事業に対し補助を実施しました。

また、過疎地域持続的発展支援交付金（国庫補助事業）や、人口急減地域において地域産業等の担い手を確保するための「特定地域づくり事業協同組合制度」の活用に向けたアドバイスや手続きの支援を行っています。令和5年度に大紀まちづくり協同組合を県内初の特定地域づくり事業協同組合に認定し、令和6年度に松阪市香肌地域づくり協同組合を認定しました。

※ 過疎地域（別紙1）

令和4年4月1日に、令和2年国勢調査結果を反映し、過疎地域の追加指定があり、現在、県内の過疎地域は以下の10市町14地域となっています。

【過疎地域】10市町14地域

尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町
松阪市（旧飯南町、旧飯高町）、伊賀市（旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村、旧青山町）

【特定市町村】1市1地域

津市（旧美杉村）

(2) 今後の取組

引き続き、過疎地域等において、市町の魅力と活力ある地域づくりを推進するため、地域活性化支援事業補助金による市町事業への支援を実施するとともに、国の交付金や特定地域づくり事業協同組合制度等の活用に向けた助言等を行い、市町と連携しながら過疎対策に取り組めます。

また、令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、「三重県過疎地域持続的発展方針」（令和3～7年度）（以下、「方針」という。）及び「三重県過疎地域持続的発展計画」（令和3～7年度）（以下、「計画」という。）を策定し、過疎地域の持続的な発展に向けた取組を進めていますが、方針及び計画の実施期間が今年度で最終年度を迎えます。そのため、法期限である令和12年度までの5年間（令和8～12年度）を期間とする次期方針及び計画を令和7年度中に策定します。

なお、県が策定する方針に基づき、市町が過疎地域持続的発展市町計画を策定することから、市町に県の方針策定に関する情報提供を行うとともに、計画策定に関する助言等を行っていきます。

4 地域おこし協力隊の支援

(1) 現状と課題

地域おこし協力隊は、都市部から過疎地域等の条件不利地域に移り住み、一定期間（概ね1年以上3年以下）地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

県内では、18市町において104名（令和6年10月1日現在）の隊員が活動していますが、任期終了後の定住率は61.5%と全国平均（68.9%）に比べると低くなっています（令和7年4月公表）。定住率が低い要因として、①募集・受入時の市町と隊員双方の思いが相違、②任期中における、他の隊員や地域住民等とのネットワーク作りが不十分、③退任後、地域内で仕事を見つけることが困難といった要因が考えられるため、隊員の定住・定着につながるような支援が必要です。

このため、令和6年4月に法人化された「一般社団法人三重県地域おこし協力隊サポートデスク」（県内の元隊員有志が設立）の機能強化を図りながら、「募集・受入時」、「任期中」、「退任後」の各段階における課題解消に向け、市町への伴走支援や隊員間のつながりづくりのための交流会の開催、相談窓口の設置等に取り組みました。

また、隊員の受入れや活動のサポートを行う市町担当職員を対象とした研修会を開催し、各市町の取組内容についての情報交換を行いました。

【地域おこし協力隊：隊員数等の推移】※導入市町数、隊員数とも4月1日時点

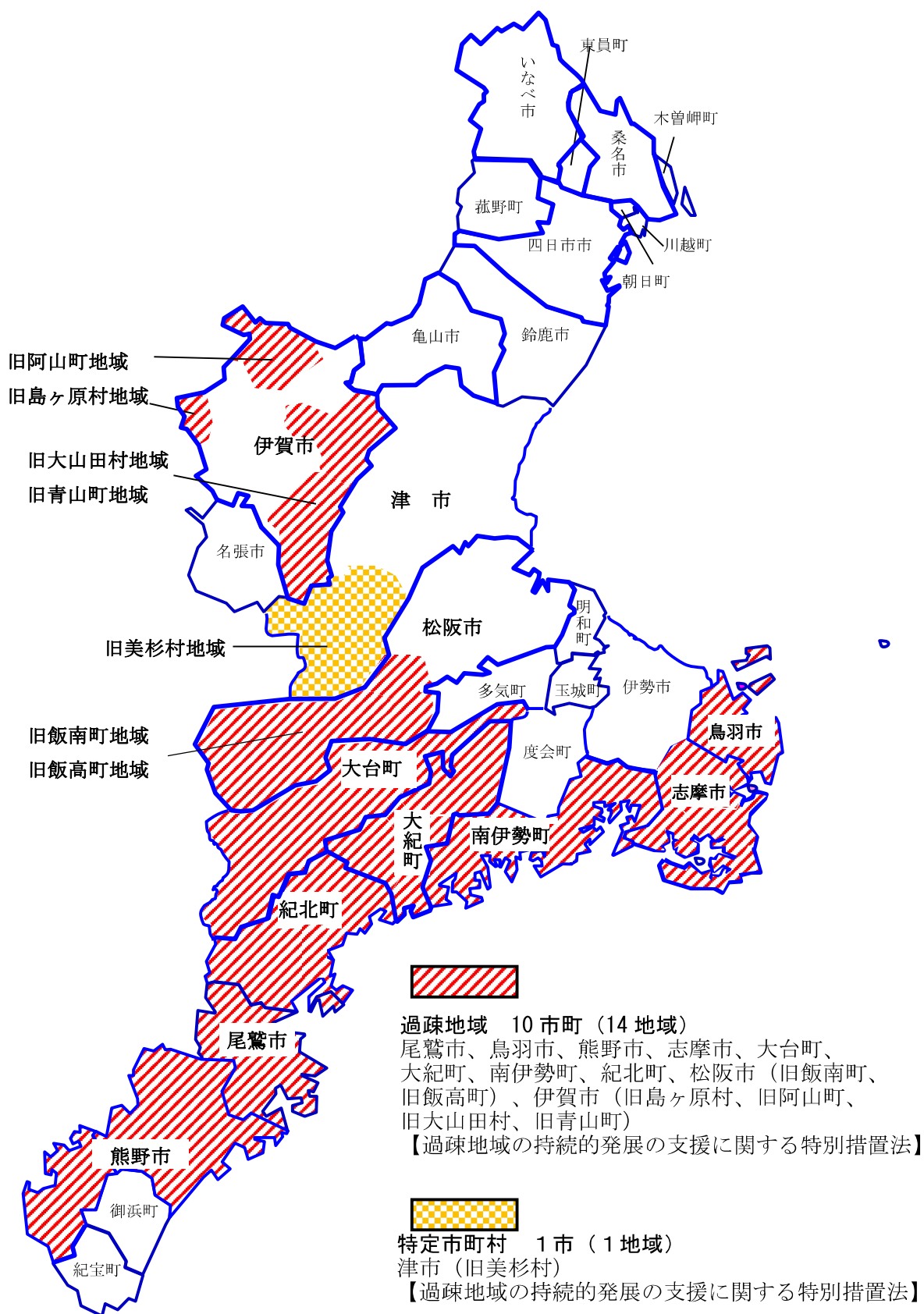
年 度	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
導入市町数	12市町	12市町	12市町	14市町	16市町	16市町	18市町	18市町
隊 員 数	66名	74名	70名	70名	76名	81名	80名	99名

(2) 今後の取組

引き続き、地域おこし協力隊の将来的な定住・定着の促進に向けて、「一般社団法人三重県地域おこし協力隊サポートデスク」と連携し、隊員の「募集・受入時」、「任期中」、「退任後」の各段階において取組を進めていきます。

令和7年度は、市町の協力隊任用状況や課題を整理する「市町カルテ」の作成と市町への助言、隊員向け交流会やサポート人材の育成、スキルアップを図る段階別研修等を行い、市町や隊員への支援体制のさらなる強化に取り組めます。

【三重県内の過疎地域・特定市町村】（令和 7 年 4 月 1 日）



(7) 移住の促進について

1 現状と課題

(1) 現状

首都圏での移住相談窓口である「美し国みえ 移住相談センター」や、大阪、名古屋での移住相談会などにおいて、きめ細かな相談対応を行うとともに、移住ポータルサイトなどを活用した積極的な情報発信やセミナーの開催など市町と連携した取組を進めました。また、一定の要件を満たして東京圏から移住・就業した方を対象に移住支援金を給付する移住支援事業の実施など受入態勢の充実を図りました。

その結果、令和6年度の相談件数は1,805件、移住相談窓口や空き家バンクなど県および市町の施策を利用した県外からの移住者数は846人となり、平成27年度から10年間の移住者数は4,640人となっています。

●県および市町の施策を利用した県外からの移住者数・相談件数の推移

	H27	H28	R2	R3	R4	R5	R6	計
移住者数（人）	124	205	514	541	577	757	846	4,640人
相談件数（件）	750	1,137	1,098	1,294	1,499	1,635	1,805	13,419件

(2) 課題

効果的な情報発信と移住希望者の受入態勢充実の両面から着実に進めるよう取り組んでいます。移住希望者のニーズに応じた取組が効果的であることから、毎年、事業を見直し、新たな事業構築が必要です。

2 取組方向

人口減少対策における社会減対策の1つである移住の促進に向けて、移住者に実施したアンケートの分析をもとに、移住希望者のニーズや特性に応じたモデルによるプロモーションを実施し、「田舎暮らし」に加えて都市部を含む県全域への移住を促進します。また、移住希望者の不安軽減や県内定着に向けては、住まいの充実に取り組む市町等の支援や、移住者を受け入れる態勢をさらに充実させていきます。

3 令和7年度の主な取組

(1) プロモーションの強化

① 移住希望者のニーズに応じたプロモーションの実施（新）

SNSや雑誌掲載による様々な移住モデルに対応したアプローチにより移住を促進します。また、中京圏の「仕事を変えない移住」を検討する方に向け、名古屋駅等で三重の暮らしの魅力PRを行います。

② **県独自移住フェアの開催（新）**

令和5年度から実施している名古屋・大阪に加えて、新たに東京でも県独自の移住フェアを開催します。

③ **オンラインコミュニティ「日々三重」による情報発信と交流の場の創出**

県外の移住希望者に向けて県内の日常情報を発信して三重での暮らしに興味を持っていただくとともに、暮らし体験会により、移住希望者と地域の人びととの交流の場を創出します。

④ **企業と連携した取組の実施**

企業と県の若手職員の研修会で移住促進や地域活性化に向けた施策を、中・長期の視点で考え、実現に向け検討していく取組を実施します。

⑤ **他県との広域連携による移住プロモーション**

和歌山県、奈良県と連携し、関係人口の創出、多拠点居住及び移住定住の促進を図るため、紀伊半島移住プロモーションを実施します。

また、首都圏や関西圏で開催される全国規模の移住フェア等へ出展します。

（２）相談体制の充実

令和7年4月から名称変更した「美し国みえ 移住相談センター」を中心とした相談対応や移住相談会などを通じ、移住希望者それぞれのニーズに応じたきめ細かな対応を行います。

（３）インフラ（住まい）の整備

① **「三重県移住者の受入態勢充実支援事業補助金」による市町等支援**

お試し住宅の整備や空き家の掘り起こし（空き家バンクの充実）、お試し住宅を活用した体験ツアー事業などに取り組む市町を支援します。

② **県外からの移住者に対する空き家リフォーム費用の支援**

県土整備部が実施している、空き家の改修費を補助する市町への支援制度において、県外からの移住者が制度を利用する場合に、補助額を上乗せします。

（４）受入態勢の充実

① **移住者と地域をつなぐ人づくり講座**

昨年度に引き続き、移住者をサポートすることに加え、移住者と地域の方々とをつなぐ人（キーパーソン）を育成する講座を開催します。

② **移住支援事業**

東京圏からの移住を促進するため、東京圏から移住・就職した方等を対象に、市町と連携して移住支援金を支給します。

令和6年度 移住者、相談者の状況

資料1

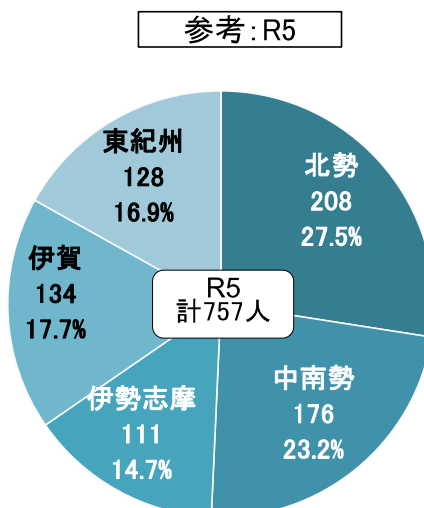
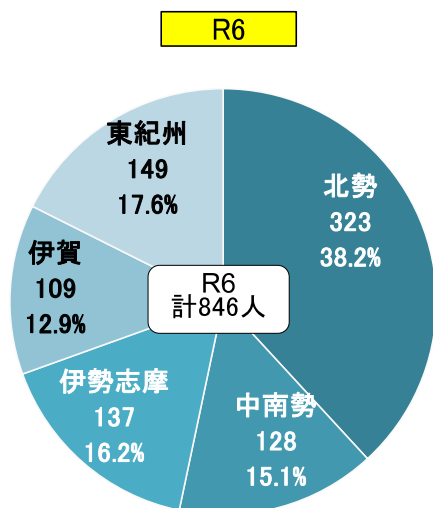
1 県および市町の施策を利用した県外からの移住者 移住者数 846人

県および市町の施策を利用した状況

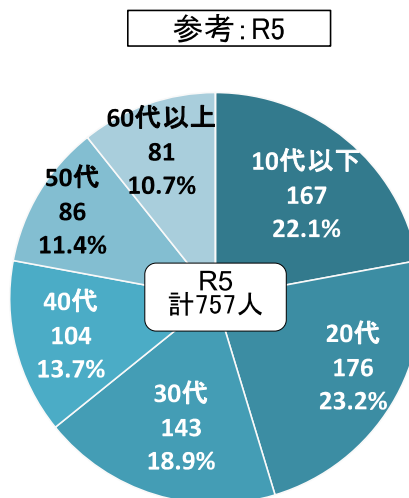
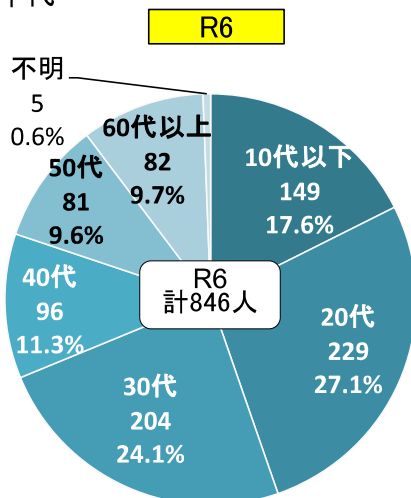
R6			参考(R5)		
項目		移住者数	割合	移住者数	割合
内訳	市町の補助・助成制度利用	370人	43.7%	294人	38.8%
	空き家バンク	99人	11.7%	153人	20.2%
	市町移住相談窓口利用	92人	10.9%	120人	15.9%
	その他各市町施策	31人	3.7%	9人	1.2%
	地域おこし協力隊(任期終了)	24人	2.8%	12人	1.6%
	県施策	230人	27.2%	169人	22.3%
合計		846人	-	757人	-

※県施策と市町施策を重複利用している場合は、市町施策に分類しています。

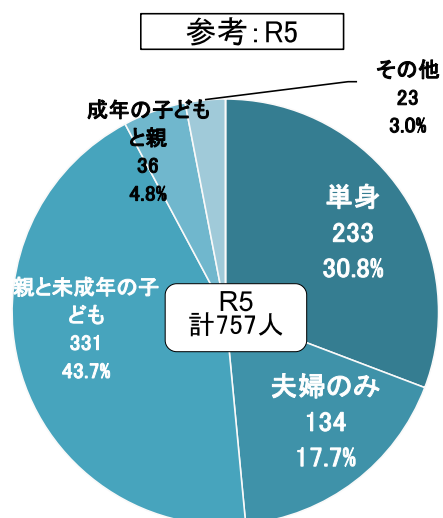
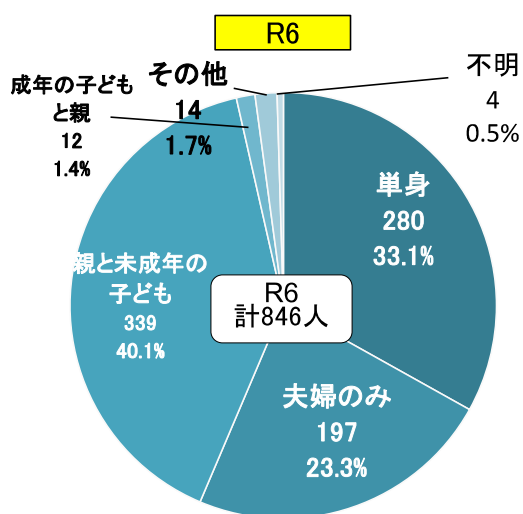
(1) 移住先の地域



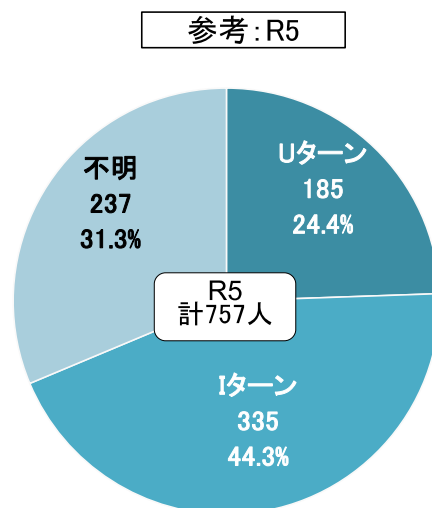
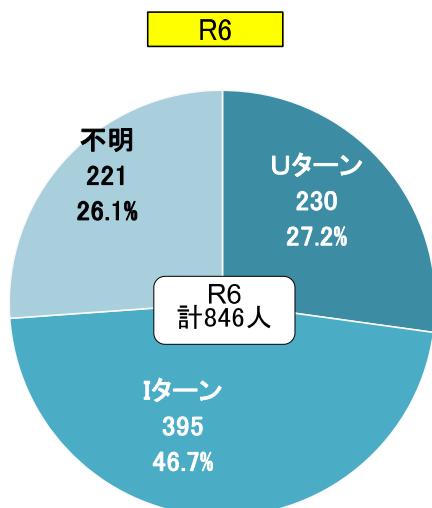
(2) 年代



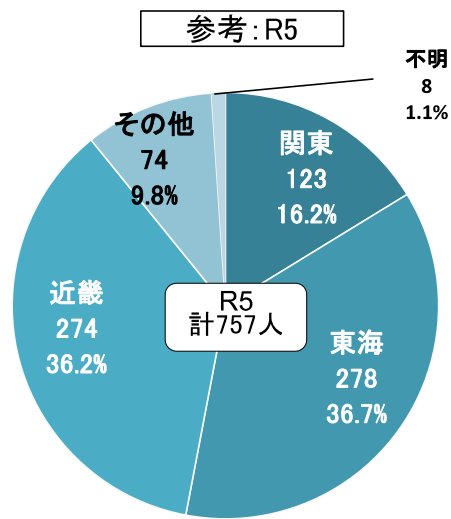
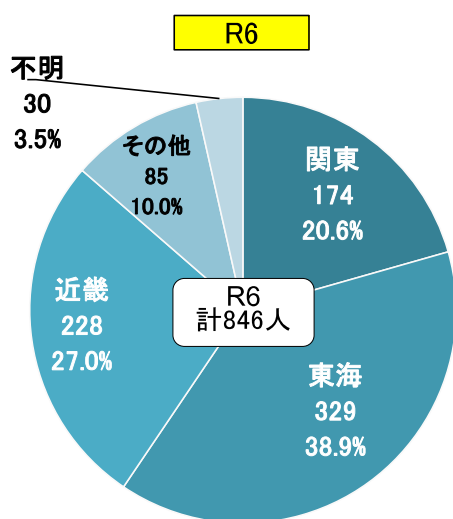
(3) 家族構成



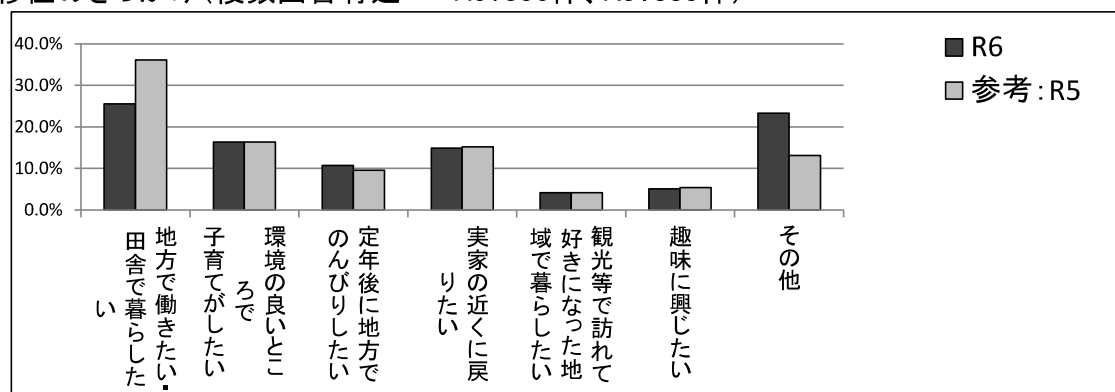
(4) Uターン/Iターン



(5) 移住前の地域

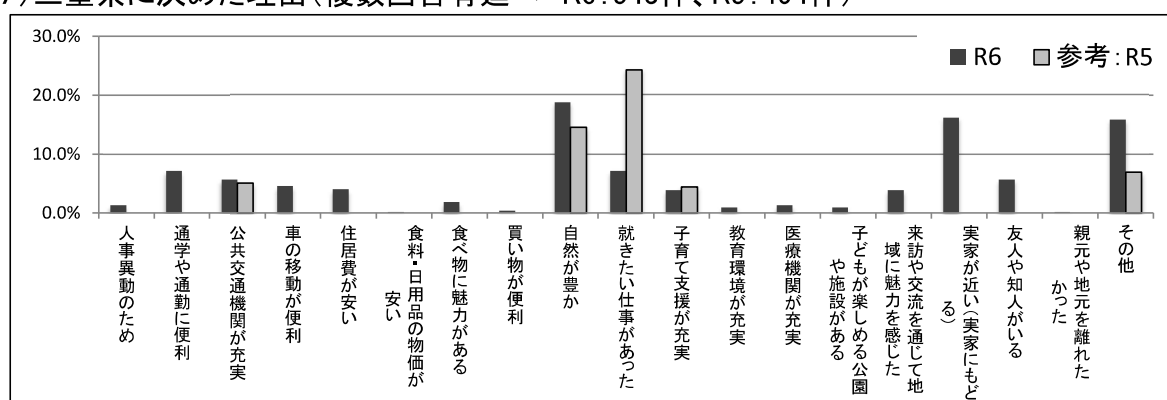


(6) 移住のきっかけ(複数回答有延べ R6:356件、R5:335件)



R6	25.6%	16.3%	10.7%	14.9%	4.2%	5.1%	23.3%
R5	36.1%	16.4%	9.6%	15.2%	4.2%	5.4%	13.1%

(7) 三重県に決めた理由(複数回答有延べ R6:543件、R5:494件)

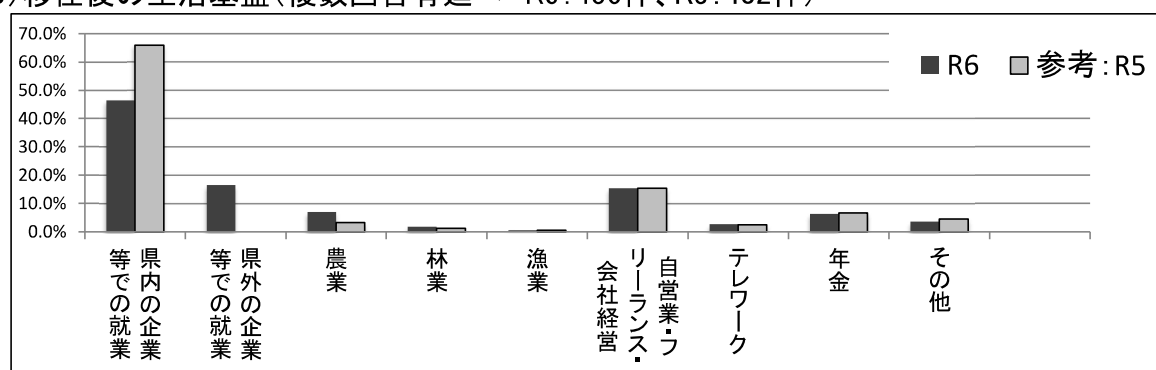


	人事異動	通学通勤	交通機関	車移動	住居費	物価安い	食べ物	買い物	自然豊か	仕事
R6	1.3%	7.2%	5.7%	4.6%	4.1%	0.2%	1.8%	0.4%	18.8%	7.2%
R5	-	-	5.1%	-	-	-	-	-	14.6%	24.3%

	子育て支援	教育機関	医療機関	公園・施設	来訪・交流	実家	友人・知人	地元離れる	その他
R6	3.9%	0.9%	1.3%	0.9%	3.9%	16.2%	5.7%	0.2%	15.8%
R5	4.5%	-	-	-	-	-	-	-	6.9%

※網掛けは今年度からの追加項目

(8) 移住後の生活基盤(複数回答有延べ R6:456件、R5:402件)



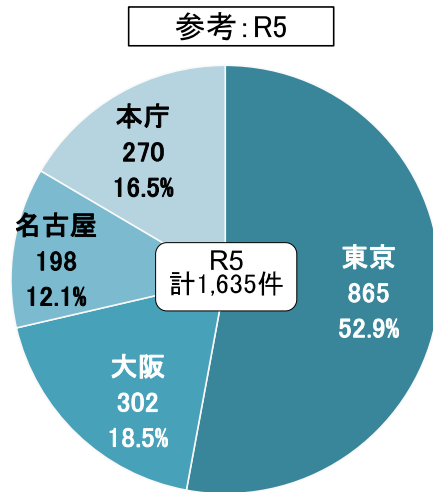
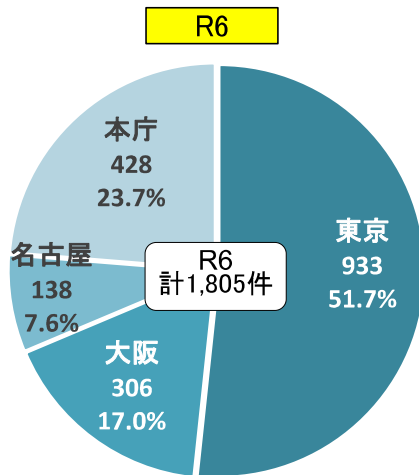
R6	46.5%	16.4%	7.0%	1.8%	0.4%	15.4%	2.6%	6.4%	3.5%
R5	65.9%	-	3.2%	1.2%	0.5%	15.4%	2.5%	6.7%	4.5%

※網掛けは今年度からの追加項目

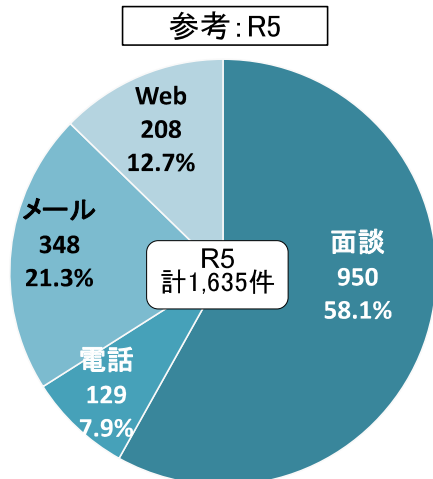
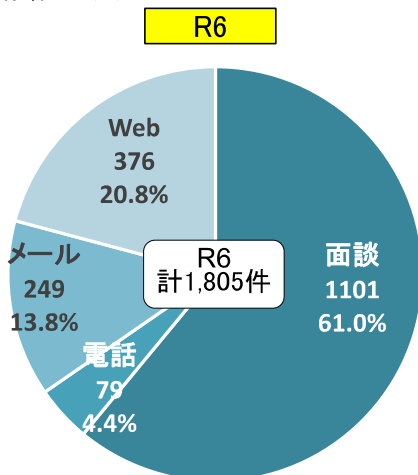
2 相談件数の状況

相談件数 1,805件

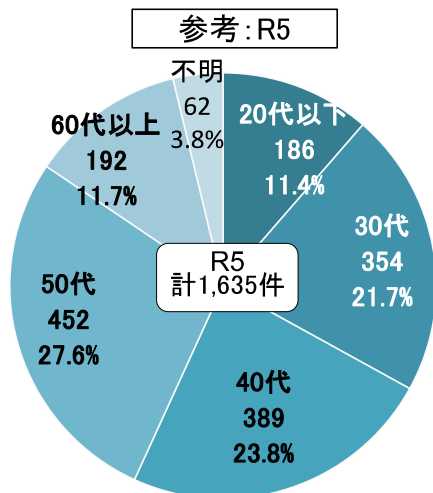
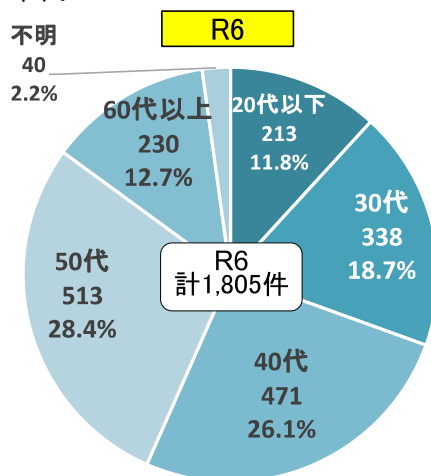
(1) 受付場所



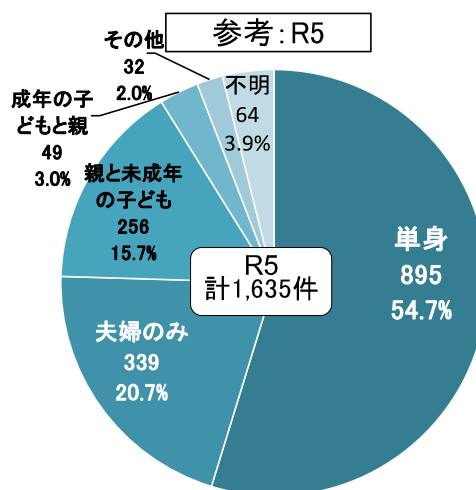
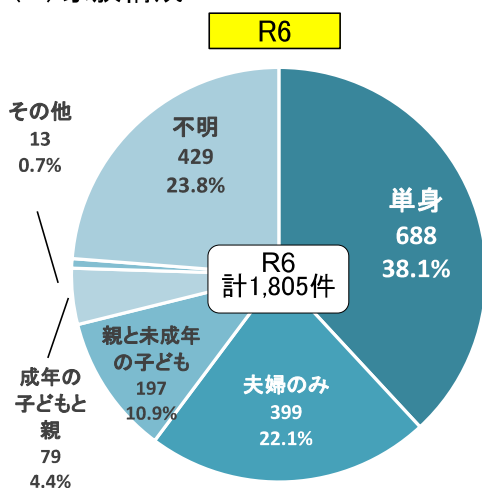
(2) 相談方法



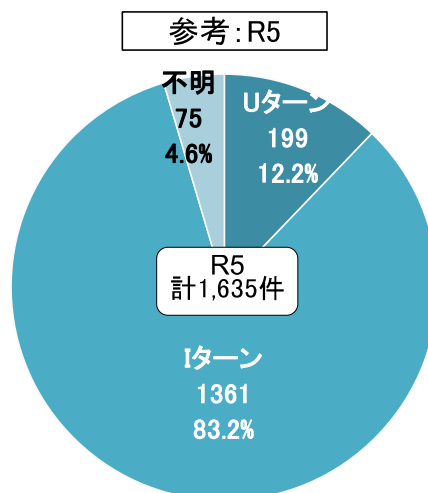
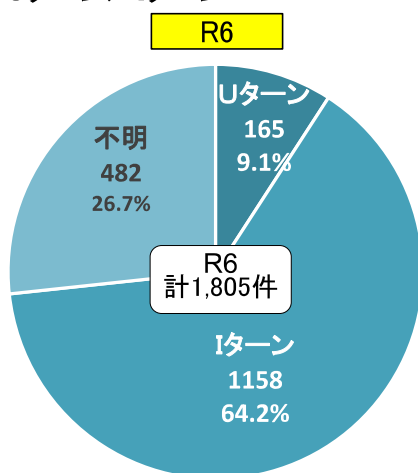
(3) 年代



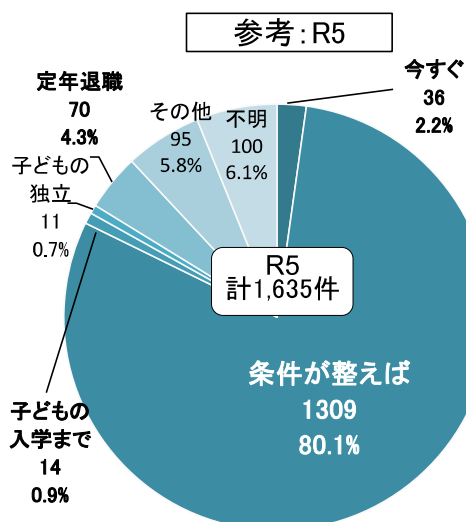
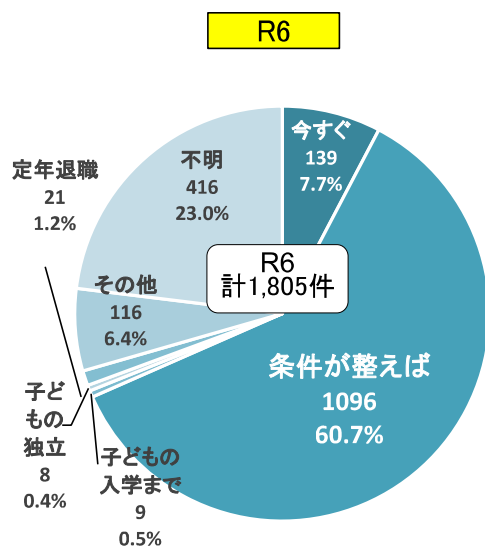
(4) 家族構成



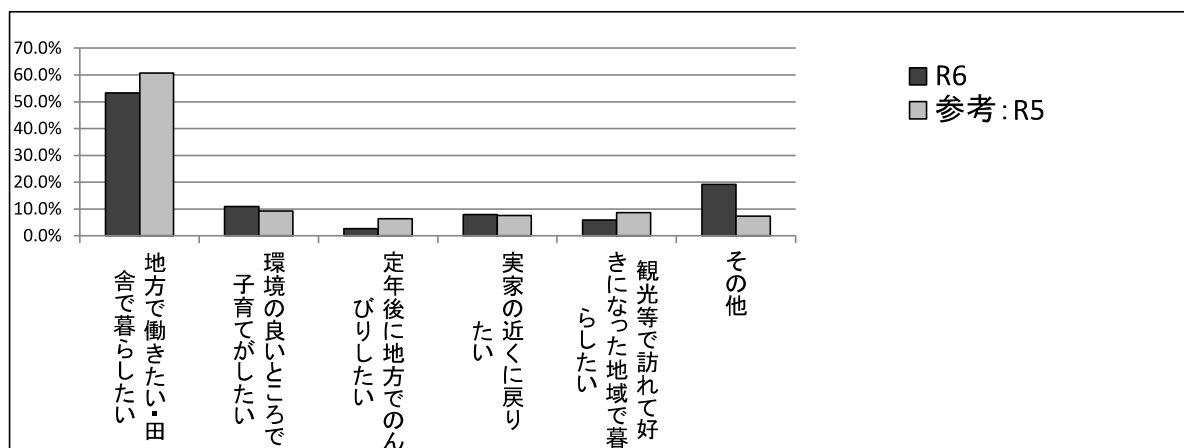
(5) Uターン/Iターン



(6) 移住希望時期

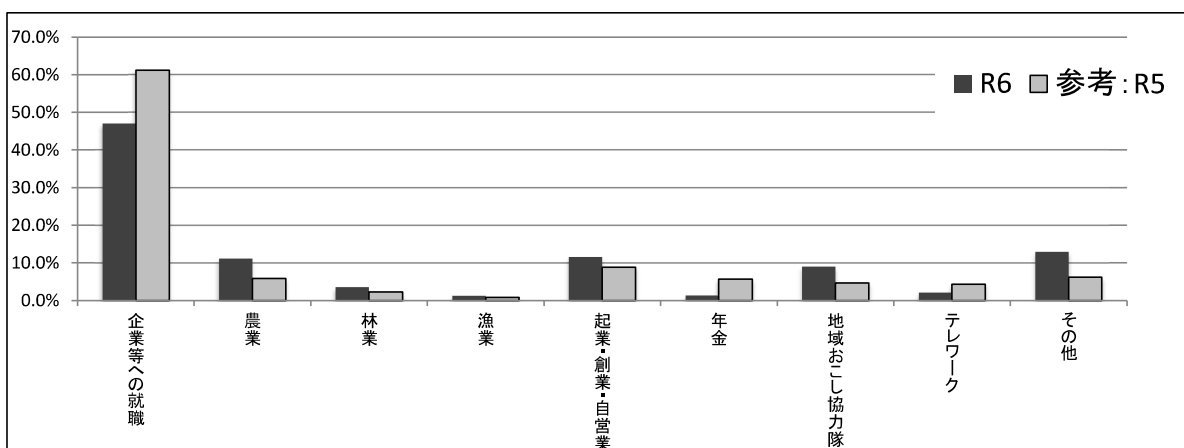


(7)相談のきっかけ(複数回答有延べ R6:1,438 件、R5:1,891 件)



R6	53.3%	10.9%	2.7%	7.9%	5.9%	19.2%
R5	60.8%	9.3%	6.3%	7.6%	8.6%	7.4%

(8)移住先での生活基盤(複数回答有延べ R6: 1,397件、R5:1,959 件)



R6	47.0%	11.2%	3.6%	1.3%	11.5%	1.4%	9.0%	2.1%	13.0%
R5	61.2%	5.9%	2.3%	0.9%	8.9%	5.7%	4.7%	4.3%	6.2%

(8) 市町の行財政運営への支援について

県では、県内 29 の市町が自主的・自立的な行財政運営を行いながら、県民に必要な行政サービスを効率的・効果的に提供できるよう、市町に対する助言や情報提供などの支援を行っています。

1 行財政運営

(1) 現状と課題

県内市町は、厳しい財政状況の中、少子高齢化や人口減少、公共施設等の老朽化、物価・人件費の高騰といった今日我が国が直面する課題をはじめ、地域におけるさまざまな行政課題に取り組んでいます。その財政状況については、実質収支が赤字の団体はありませんが、経常収支比率が高い水準にある団体もあるなど、厳しい財政運営が続いています。

市町において、基礎自治体としての自主性、自立性が確保され、効率的かつ効果的な行財政運営が安定的に行われるとともに、社会経済情勢の変化やこれに伴う国の制度変更などへの円滑な対応がとられるよう、市町の自主性を尊重しつつ、市町の実情の把握を通じた丁寧な対応を行っています。

(2) 今後の取組

引き続き、市町が安定的な行財政運営を継続的に行うことができるよう、地方行財政制度の適正な運用に加え、行財政運営の改善につながる取組についても、「市町と県との勉強会」の開催等を通じて、市町に対し必要な助言や情報提供等による支援を行います。

2 地方創生

(1) 現状と課題

平成 26 年度に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたことを受け、県内の全ての市町において「地方版総合戦略」と「地方人口ビジョン」が策定され、市町の地方創生の実現に向けて取り組んでいます。

また、国においては令和 6 年 12 月には、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくための「地方創生 2.0 の基本的な考え方」が示されたところです。

県においては、これまで市町との勉強会の開催や市町訪問による意見交換を実施し、地方創生関連交付金に係る事業計画の策定支援や、他府県の優良事例の紹介など、市町の取組の実効性が高まるよう、必要な助言や情報提供を行っています。

(2) 今後の取組

総合戦略に位置付けられた取組の推進により、地域の社会課題解決や魅力向上につながられるよう、引き続き市町との勉強会などの機会を通じて、国の動きや他府県の優良事例の情報提供を行うなど、市町の主体的な取組を積極的に支援します。

3 国の地方創生臨時交付金にかかる市町対応について

(1) 現状と課題

令和5年度に物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が創設され、令和6年度においても引き続き国補正予算が措置されました。

市町においては、臨時交付金を活用する一方で、事業の効果検証を行い、その結果の速やかな公表を求められるなど、臨時交付金にかかる事務負担が増加しています。

県では、市町からのさまざまな問い合わせに丁寧に対応するとともに、質疑応答を集約し共有するなど、事業が円滑に実施できるよう支援してきました。

(2) 今後の取組

令和7年度も、市町が円滑に臨時交付金の交付を受けられるとともに、臨時交付金を活用した事業の効果検証を行い、その結果が適切に公表されるよう、必要な助言や情報提供等を行うことで、市町を支援します。

(9) スポーツの推進について

1 地域スポーツの推進

(1) 現状と課題

第3次三重県スポーツ推進計画がめざす「スポーツを通じて『人』『地域』を結ぶみえ」の実現に向け、県民のスポーツを「する」「みる」「支える」機会を充実させることで、「スポーツの持つ力」を最大限活用できるよう、市町及び関係団体等と連携して地域スポーツの推進に取り組んでいます。

少子高齢化やデジタル化の進展など、スポーツを取り巻く状況が変化する中、誰もがスポーツによる「楽しさ」を享受できるよう、生涯にわたって運動・スポーツにふれ親しむことができる環境づくりを進めるとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを生かしながら、スポーツを通じた地域づくりを推進する必要があります。

(2) 今後の取組方向

「みえのスポーツフォーラム」や「みえスポーツフェスティバル」、「第19回美し国三重市町対抗駅伝」などの地域スポーツ推進の取組を通じて、子どもから高齢者に至る幅広い世代の皆さんが、生涯にわたって運動・スポーツにふれ親しむことができる環境づくりに取り組みます。

「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」により、市町・競技団体等が実施する国際・全国大会等の大規模大会の開催、トップチーム等の合宿誘致、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催競技に関わるスポーツイベントの開催などの取組を支援します。

スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツの担い手の養成・資質向上に取り組めます。特に、総合型地域スポーツクラブについては、中学校部活動の地域移行の受け皿の一つとされていることもふまえ、重点的に取り組みます。

2 スポーツ施設の整備、管理運営

(1) 現状と課題

① スポーツ施設の整備

所管する4つのスポーツ施設について、令和6年度は、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（鈴鹿スポーツガーデン）サッカー・ラグビー場の屋外トイレ設置、三重交通G スポーツの杜 伊勢（総合競技場）第二陸上競技場の写真判定装置更新、ドリームオーシャンスタジアム（松阪野球場）のレイキトラクタ更新、ライフル射撃場 10m射場の多機能トイレ設置などの整備を行いました。

引き続き、施設機能の維持・向上や老朽化施設の改修等を計画的に行い、安全、快適な利用環境の提供に取り組む必要があります。

② スポーツ施設の管理運営

所管するスポーツ施設はすべて指定管理者制度を活用して、施設の安全性・利便性の確保及び効果的・効率的な管理運営に努めています。

また、各施設の指定管理者においては、安全、快適なサービスを提供するとともに、各種スポーツ教室の開催や各施設におけるイベントの啓発などにより集客を図っているところですが、今後もより一層の利用促進に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

令和6年度県営スポーツ施設年間利用者数 (単位：人)

施設名	利用者数	合計	目標値
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	576,868	948,543	980,000
三重交通G スポーツの杜 伊勢	335,135		
ドリームオーシャンスタジアム	33,037		
ライフル射撃場	3,503		

(2) 今後の取組方向

① スポーツ施設の整備

今年度は、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場の大型映像装置設置に向けた調整、水泳場の空調熱源設備改修、三重交通G スポーツの杜 伊勢 第二陸上競技場の公認更新のための改修、ドリームオーシャンスタジアム ダッグアウト内の冷風機設置など、利用者が安全・快適に利用できる施設環境の整備を進めます。

② スポーツ施設の管理運営

県民の皆さんに安心して利用いただくため、利用者にとって満足度の高い事業やサービスの提供、大規模大会・スポーツ合宿の新規誘致など、指定管理者と連携した利用促進に取り組めます。

3 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会

(1) 現状と課題

2巡目最後となる令和17年の第89回国民スポーツ大会開催要望書を提出し、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において、開催申請書提出順序了解県とすることが承認（開催内々定）されました。

また、魅力ある持続可能な大会となるよう、日本スポーツ協会が設置した「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」において、3巡目の国民スポーツ大会開催の意義や価値、理念等についての提言が取りまとめられ、同協会へ提出されたところです。

今後2巡目を開催する予定の県との連携を引き続き密にするとともに、国における議論の動向を注視していく必要があります。

(2) 今後の取組方向

3巡目国民スポーツ大会における見直し事項や2巡目国民スポーツ大会への適応状況をふまえ、第89回国民スポーツ大会・第34回全国障害者スポーツ大会に向けた開催準備に取り組めます。

別紙

スポーツ推進局が所管する県営スポーツ施設		三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿 (鈴鹿スポーツガーデン)	三重交通 G スポーツの杜 伊勢 (総合競技場)	ドリームオーシャンスタジアム (松阪野球場)	ライフル射撃場
施設概要	所在地	鈴鹿市御薮町 1669 番地	伊勢市宇治館町 510 番地	松阪市立野町 1370 番地	津市中村町字国主谷
	設置年月	第 1 期 H4. 10 / 第 2 期 H9. 7 / 第 3 期 H19. 4	体育館 S39. 4/S47. 4 競技場 S43. 12/S48. 5 トレーニングセンターH2. 3	S50. 8	S47 年度
	構造規模等	□敷地面積 391, 000 ㎡ ＜第 1 期＞ ○サッカー・ラグビー場 (H4. 10. 11 供用開始) メイングラウンド面積 14, 432 ㎡ 第 1・2 グラウンド面積 25, 500 ㎡ 第 3・4 グラウンド面積 28, 600 ㎡ メインスタンド地上 3 階鉄筋コンクリート造 ＜第 2 期＞ ○屋内水泳場 (国際公認、JOC 認定競技別強化センター指定施設) (H9. 7. 12 供用開始) 建築面積 10, 185 ㎡、延面積 18, 807 ㎡、地上 3 階地下 1 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) ○庭球場 (H9. 7. 12 供用開始) ・管理棟：建築面積 472 ㎡、延面積 1, 168 ㎡ 地上 3 階鉄筋コンクリート造 ・センターコート：建築面積 1, 581 ㎡、延面積 1, 987 ㎡、地上 2 階鉄筋コンクリート造 ・シュルターコート：建築面積 3, 465 ㎡ 延面積 3, 031 ㎡、地上 1 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) ・屋外テニスコート：延面積 16, 100 ㎡ ・屋外テニスコントロール棟：建築面積 78 ㎡ 延面積 105 ㎡、地上 2 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) ＜第 3 期＞ ○体育館 (H19. 4. 1 供用開始) 延面積 4, 308 ㎡、アリーナ面積 2, 010 ㎡ 地上 2 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) (第 3 期以降) ○多目的広場 (H17. 9. 1 供用開始) 面積 5, 212 ㎡ ○クライミングウォール (H19. 7. 21 供用開始) 高さ 12m×幅 4m	□敷地面積 185, 426 ㎡ (五十鈴公園全体) ○体育館 (S39. 4 供用開始) 建築面積 3, 748 ㎡、延面積 5, 783 ㎡ 地上 3 階・地下 1 階鉄筋コンクリート造 ○体育館別館 (S47. 4 供用開始) 建築面積 968 ㎡、延面積 1, 093 ㎡ ○陸上競技場 (日本陸連第 1 種公認、国際陸連認証クラス 2) (S43. 12 供用開始、H27～H29 大規模改修、H29. 10. 21 供用開始) ・メインスタンド 建築面積 6, 070 ㎡、延面積 11, 378 ㎡ 地上 4 階鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 ・バックスタンド 建築面積 4, 078 ㎡、延面積 5, 699 ㎡ 地上 2 階鉄筋コンクリート造 ・サイドスタンド 建築面積 5, 047 ㎡、延面積 3, 374 ㎡ 地上 1 階・地下 1 階鉄筋コンクリート造 ・メインフィールド 400m×9 レーン ・大型映像装置 ○第二陸上競技場 (第 3 種公認) (H28. 4. 11 供用開始) ○投てき場 (H28. 8 供用開始) ○トレーニングセンター (H2. 3 供用開始) 建築面積 355 ㎡、延面積 345 ㎡ 地上 1 階鉄骨造 ○多目的広場 (H31. 3. 14 供用開始) 面積 12, 446 ㎡	□敷地面積 25, 182 ㎡ ○野球場管理棟及びメインスタンド (S50. 8 設置) 地上 2 階鉄筋コンクリート造 ○芝生スタンド 8, 971 ㎡ ○グラウンド 1 面 13, 787 ㎡ (両翼 92. 8m、ホームセンター間 120m)	□敷地面積 21, 055 ㎡ ○管理棟 (S48 年度設置、R5 年度建替、R6. 3. 26 供用開始) 延床面積 74. 52 ㎡、地上 1 階鉄骨造 ○10m 射場 (第 2 種射撃場) (S49 年度設置、H29 建替、H30. 3. 3 供用開始) 建築面積 731 ㎡、延床面積 722 ㎡ 地上 1 階鉄骨造 28 射座 ○50m 射場 (第 2 種射撃場) (S47 年度設置、H29 改修、H30. 3. 3 供用開始) ・射座棟 建築面積 504 ㎡、延床面積 504 ㎡ 地上 1 階鉄骨造 26 射座 ・標的棟 建築面積 73 ㎡、延床面積 21 ㎡ 地上 1 階鉄骨造
	ネーミングライツ	ネーミングライツ・パートナー：三重交通グループホールディングス (株) ネーミングライツ料：両施設で 1, 000 万円／年 期間：R6. 10. 1～R16. 9. 30 (10 年間)		ネーミングライツ・パートナー：瀬古食品(有) ネーミングライツ料：200 万円／年 期間：R3. 4. 1～R13. 3. 31 (10 年間)	
	指定管理者 (R6ーR10)	三重県スポーツ協会グループ ((公財) 三重県スポーツ協会と (株) ジャパンスポーツ運営による J V)	三重県スポーツ協会グループ ((公財) 三重県スポーツ協会と (株) ジャパンスポーツ運営による J V)	(公財) 三重県スポーツ協会	三重県ライフル射撃協会
施設の設置目的 (役割)	県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図る。	県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図る。	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図る。	ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する。	
年間利用者数 (令和 6 年度)	5 7 6 , 8 6 8 人	3 3 5 , 1 3 5 人	3 3 , 0 3 7 人	3 , 5 0 3 人	
指定管理料 (R6ーR10)	(当 初) 1 , 8 9 8 , 5 7 6 千円 (補正後) 1 , 9 1 2 , 4 0 8 千円※千円未満切り上げ	(当 初) 5 0 7 , 0 3 5 千円 (補正後) 5 1 0 , 4 3 8 千円※千円未満切り上げ	(当 初) 1 0 6 , 0 7 5 千円 (補正後) 1 0 6 , 4 2 7 千円※千円未満切り上げ	(当 初) 1 9 , 1 4 5 千円 (補正後) 1 9 , 5 6 5 千円※千円未満切り上げ	

(10) 競技力向上対策について

1 競技力向上対策の現状と課題

(1) 現状と課題

① 現状

本県では、平成 25 年に知事を本部長とする三重県競技力向上対策本部を設置し、計画的に競技力向上対策の取組を進めています。

- 少年種別では、スポーツ体験会やタレント発掘事業を行い、将来の競技スポーツを担う新たな選手を発掘・育成・強化するとともに、育成拠点となるチーム・運動部や競技団体を指定し、強化活動を支援することにより、安定的な競技力の確保を図っています。
- 成年種別では、全国大会や国際大会で活躍するトップアスリート及び指導者に県内企業への就職支援を行い、今後の活躍が期待できる新たな選手の確保に取り組んでいます。また、三重とこわか国体を契機に結成されたチームについては、毎年度の達成目標を設定して進捗管理を行いつつ、強化活動を支援しています。
- 全国大会や国際大会で活躍する選手を支える優れた指導者を養成するため、各年齢層の中心となる指導者の指導力向上を図り、選手の年齢に応じた一貫的な指導体系の構築に取り組んでいます。また、養成したコーチデベロッパー（指導者を指導する者）を活用し、指導者向けの研修等を行っています。

② 課題

- 全国大会や国際大会で選手が活躍できるよう、これまで高めてきた競技力を一過性のものとすることなく、競技力向上対策に継続して取り組む必要があります。また、令和17年に三重県で開催予定である第89回国民スポーツ大会（国スポ）に向けてジュニア・少年選手に係る取組の充実が重要です。
- 滋賀国スポでの男女総合成績10位代前半という目標を達成するため、国スポの予選会にあたる東海ブロック大会の突破率を高める必要があります。
- 国際大会や全国大会で活躍できる選手の育成には、優れた指導者が必要であるため、引き続き、指導者の養成に取り組む必要があります。

(2) 今後の取組方向

- ① 三重県競技力向上対策本部競技力向上対策委員会において、佐賀国スポの結果をふまえて有識者と課題を洗い出し、今後の戦略を検討しました。滋賀国スポでの目標達成に向け、入賞する可能性の高い競技種別について、重点的に強化活動を支援していきます。

- ② 選手がコンディションをピークに合わせて競技に臨み、最高のパフォーマンスを発揮できるよう、引き続き、チームドクター、トレーナー、栄養士等の専門スタッフと連携し、医・科学の知見を活用した支援を行います。
- ③ 指導者の養成事業においては、コーチデベロッパーを活用して講座の充実を図りつつ、4期生の養成に取り組めます。

2 パラアスリートへの支援

(1) 現状と課題

① 現状

東京 2020 パラリンピックなどを契機にパラスポーツへの関心が高まっており、令和4年度から、一定の競技力を有し、国際大会や全国大会で活躍が期待される本県ゆかりの選手を指定し、強化活動を支援しています。令和6年度は13名の選手を指定し、うち4名の選手がパリ 2024 パラリンピックへ日本代表選手として出場しました。

② 課題

パラアスリートの競技力向上に向けて、選手をサポートする専門的な知識を持った指導者やスタッフの確保、パラスポーツに取り組む選手同士の情報交換、選手を多面的にサポートするための体制づくりの充実が必要です。

(2) 今後の取組方向

パラリンピック等選手強化指定事業により指定した選手が、国際大会や全国大会で活躍できるよう、引き続き、個々の選手の状況把握に努めつつ、各競技の特性をふまえたきめ細かな支援に取り組めます。

令和4年度以降の競技力向上に係る取組方針

(※令和4年6月20日三重県競技力向上対策本部第10回本部会議で決定)

競技力向上対策本部の存続

(目標設定、課題分析、取組評価＋指導・助言)

～Go Forward チームみえ！～

「これまでに積み重ねたノウハウを引き継ぎ目標に向かって前進する」

開催
年度

2022(栃木)

2023(鹿児島)

2024(佐賀)
パリオリパラ

2025(滋賀)

2026(青森)
アジア大会(愛知)

国体
目標

10位以内

10位台前半

三重とこわか国体後の取組目標

団体競技

県を代表するシンボリックチームの確立

クラブチーム・強化指定チームの自立
国内トップリーグへの定着
県を代表するチームへの成熟による県民との一体感の醸成

「ブロック大会突破率30%、2位通過！」

国民体育大会での天皇杯順位の維持

目標：天皇杯順位10位台前半
全国での競技力を測る指標（天皇杯トップ10常連県に続く位置の確保）
次期三重国体を見据えた取組の継続

個人競技

国際大会で活躍するアスリートの養成

第2の山田優選手のようなトップアスリートの輩出
により、スポーツの力で県民との一体感の醸成
(パリオリパラ・アジア大会)

ジュニア
少年

- ・チームみえジュニア、ジュニアクラブ・運動部等、発掘・育成・強化の継続
- ・高等学校運動部による少年種別の強化の継続
- ・個人指定による少年種別の重点強化の継続

成年

- ・国体に向けた選手強化の継続、医・科学サポートの充実
- ・国体に向けた選手強化の継続
- ・競技団体・チームサポートによる自立した運営の確立
- ・パラアスリートの強化支援

指導者

- ・大学運動部、企業・クラブチームによる成年種別の強化の継続
- ・スポーツ指導員、就職支援による有力選手の獲得
- ・ふるさと選手の支援による選手の確保
- ・個人指定による成年種別の重点強化の継続

環境
整備

- ・競技用具の確保による安定的な競技力の確保

発信
支援

- ・チームみえの意識醸成による一体感の獲得
- ・チームみえの発信による認知度の向上

※次期国体開催に向けた競技力の維持向上

※「国民体育大会」については、令和6（2024）年の第78回大会から「国民スポーツ大会」へ名称変更

(11) 南部地域の振興について

1 現状と課題

南部地域は、主な産業である第一次産業の活力が低下し、若者世代の人口の流出と少子高齢化が進行している一方、世界遺産である熊野古道伊勢路をはじめ、歴史、文化、自然等の地域資源に恵まれた地域です。

このため、令和5年12月に策定した「三重県南部地域振興プラン」の3つの取組方向に沿って、市町と連携しながら、若者の定着・人口の還流や南部地域の特色ある資源を生かした観光・産業振興、賑わいの創出に向けて取り組んでいく必要があります。

また、今年度は、「三重県熊野古道活用プラン（仮称）」の策定や半島振興法の改正・延長をふまえた「紀伊地域半島振興計画」の改定を行う必要があります。

2 令和7年度の主な取組

(1) 複数市町が連携した取組に対する南部地域活性化基金による支援

南部地域の魅力を生かした若者の出逢いの場の創出や田舎暮らし体験ツアーの実施、漁業の担い手確保対策など、複数市町が連携した南部地域の活性化に向けた取組を支援します。

- ・ 東紀州自転車活用事業（紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）
- ・ 空き家バンク強化・活用連携事業（大台町、尾鷲市、紀宝町）
- ・ 地場産業、一次産業など地域産業の維持に関する関係人口創出事業
（南伊勢町、尾鷲市）
- ・ 南部地域の魅力を生かした若者出逢いイベント事業
（大台町、玉城町、度会町、大紀町）
- ・ 空き家バンク登録推進キャンペーン事業
（尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）
- ・ 田舎暮らし体験ツアー事業（尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）
- ・ 漁業の担い手確保対策事業（志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市）

(2) 県が主体となった取組

①若者の定着・人口の還流に向けて

南部地域外に進学・就職した若者を対象に、南部地域の特徴ある企業の見学やいきいきと暮らす方々との交流、自然や文化の体験を通して、南部地域で働くことや暮らすことの魅力を体感してもらうツアーを実施します。

また、若者の地域への愛着形成を促進するとともに、出身者を中心として地域づくりに参画する関係人口を創出するため、地域を離れた若者が、地域住民等との交流を深めながら、地域課題解決のためのフィールドワークを行い、課題の分析とその解決に向けて活動する取組を進めます。

さらに、県土整備部と連携し、空き家の非住宅（店舗等）への改修費及び除却費を支援します。

②地域産業の活力向上に向けて

南部地域における副業・兼業を組み合わせた多様で柔軟な働き方の確立をめざすとともに、第一次産業の繁忙期の人手不足を補うため、スポットワークの利用促進に向けた実証事業を行います。

また、農林水産部と連携し、農業や漁業の担い手確保に向けた労働環境整備を支援します。

③賑わいのある南部地域に向けて

南部地域内外の企業や人びととの継続的なつながりづくりをめざし、第一次産業の作業体験を通じて地域を知っていただく機会を創出するとともに、地域や世代を超えた人材のネットワーク化を促進するための連続講座を開催します。

また、南部地域にあるさまざまな地域資源のファンやマニアと地域の人びとが連携し、観光資源として磨き上げることを通して、関係人口の創出や地域活力の向上につなげていきます。

(3) 熊野古道の保全と活用に向けた取組

①観光インフラ整備

熊野古道伊勢路の来訪者が安全・快適に歩くことができる環境を整備するため、市町が実施する案内標識の整備や、トイレの洋式化・高機能化等の取組を支援します。

また、峠までの二次交通の利便性を向上させるため、熊野古道アクセスバスを実証運行するとともに、新たに、タクシー事業者を活用した調査・実証事業を行います。

②「魅力」の発信

熊野古道伊勢路への更なる誘客を図るため、各種メディアを通じた情報発信やイベント等を実施し、伊勢路の認知度向上と誘客促進を図ります。

また、東紀州地域振興公社と連携した誘客プロモーション等に取り組みます。

③熊野古道の保全

熊野古道伊勢路を良好な状態で保全するため、市町や保全団体が実施する保全活動を支援します。また、熊野古道サポーターズクラブを運営し、保全活動に参加する機会の提供や情報発信を行うとともに、次世代を担う子どもたちに、保全活動の体験や、歴史・文化・自然を学習する機会を提供します。

(4) 県立熊野古道センターについて

①管理運営

平成 19 年 2 月に情報発信と集客交流の拠点として整備し、熊野古道のビジターセンターとして来訪者に情報提供を行うとともに、企画展、交流会、体験学習等を実施しています。

当センターは、指定管理者制度を活用しており、本年度から第 5 期（令和 7 年度～11 年度）の指定管理者として、NPO 法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワークが管理運営を行っています。

②常設展示リニューアル

展示棟の常設展示については、開館以降、内容の見直しが行われていないことから、開館 20 周年（令和 9 年 2 月）を目途にリニューアルオープンができるよう取り組んでいきます。

（５）一般社団法人東紀州地域振興公社について

東紀州地域の振興を図り、地域の自立的な発展を進めるため、県・東紀州 5 市町により設置している東紀州地域振興公社は、観光振興、産業振興、地域おこしの 3 つの柱で各種事業に取り組んでいます。引き続き、登録DMOのメリットを生かしつつ集客や観光消費額の拡大を図ることとしており、県としても東紀州地域振興公社の取組を支援していきます。

- ・観光振興 高付加価値なインバウンド観光地づくりの推進、熊野古道伊勢路や豊かな自然を生かした拠点滞在型観光の推進、マーケティングによる効果的な観光地域づくり
- ・産業振興 地域資源を活用した製品・サービスの高付加価値化や販売促進への支援、都市部での物産・観光のPR
- ・地域おこし 語り部養成講座や、熊野古道語り部友の会等の活動支援、首都圏での熊野学講座の開催

3 「三重県熊野古道活用プラン（仮称）」の策定について

（１）策定の趣旨

熊野古道伊勢路は、地域の保全活動により守られてきましたが、保全団体の担い手不足、高齢化等、今後の保全活動にかかる課題があります。また、二次交通、案内標識等の観光インフラ整備等、地域の観光資源として活用していくためには多くの課題があります。

このため、世界遺産登録 20 周年を契機として、これまでの県の取組を検証しつつ、観光インフラ整備、魅力の発信等、熊野古道伊勢路の活用にかかる県の取組を明確にするとともに進めるため策定するものです。

（２）期間

令和 7 年度から 11 年度までの 5 か年

（３）策定スケジュール（予定）

策定にあたっては、県議会や市町、関係団体、有識者等のご意見をふまえ、以下のスケジュールで進めていきます。

令和 6 年 12 月	常任委員会で構成案を説明
令和 7 年 2 月	中間案にかかる有識者からの意見聴取
3 月	常任委員会で中間案を説明
5 月	最終案に係る有識者からの意見聴取
6 月	常任委員会で最終案を説明
7 月	計画策定

4 「紀伊地域半島振興計画」の改定について

半島振興法により、県内では以下の16市町が、奈良県、和歌山県の市町とともに「紀伊地域」として半島振興対策実施地域に指定されており、当地域の広域的かつ総合的な振興に関し必要な事項を定めた「紀伊地域半島振興計画」を両県と連携して策定しています。（計画期間：平成27年度～令和6年度）

令和7年3月に法が改正・延長されたことから、今後、国から発出される半島振興基本方針等をふまえ、今年度中に両県と連携しながら「紀伊地域半島振興計画」の改定を行います。

【県内の半島振興対策実施地域（16市町）】

松阪市（旧嬉野町、旧三雲町を除く）、伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市
志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
紀北町、御浜町、紀宝町

（1）主な改正内容

- ・法の期限の延長（10年間）
- ・法目的に「半島防災」「地方創生」を追加
- ・半島振興基本方針（国が策定）の新設

（2）今後の予定

国から半島振興基本方針が発出された後、各部局及び市町並びに奈良・和歌山両県との協議、調整を行い、県議会やパブリックコメントのご意見もふまえながら、計画の改定に取り組んでいきます。

「三重県熊野古道活用プラン（仮称）」 中間案の概要

別紙1

1 策定の趣旨

- 熊野古道伊勢路を効果的に活用した地域経済の振興、観光インフラの整備等、県として取組が必要な課題が存在する。
- 世界遺産登録20周年を契機として、これまでの県の実績を検証しつつ、**観光インフラ整備、魅力の発信等**、熊野古道アクションプログラムの「めざす姿」の実現に向けて、県の実績を明らかにするために策定。

2 現状と課題

（1）観光インフラ整備

- 案内標識は古道沿線約1,500箇所に設けられているが、内容が不統一で老朽化や多言語に未対応のものが多く存在する
- 伊勢路沿線のトイレは一定区間ごとに確保されているが、老朽化や洋式化されていないなど、快適な使用に課題のあるトイレが存在する
- JR、バス停留所から各峠道へのアクセスに課題がある
- 道路網の整備に伴い自家用車利用による来訪者の増加が想定される
- 古道歩き後に地域の観光施設などへの誘導がなく、地域経済への効果が低い
- インバウンド向けの高付加価値の宿泊施設が少ない

（2）「魅力」の発信

- 熊野古道伊勢路は、伊勢神宮と熊野三山の二大聖地をつなぐ、世界でもめずらしい「道」の世界遺産である
- 熊野カルデラに由来する巨岩、巨石に触れ、人為と自然が見事に調和した森林地帯を実感できる「絶景」の道である
- 世界遺産を構成する奈良県、和歌山県と連携を図りながら、伊勢路の魅力発信を効果的に進める必要がある
- 県立熊野古道センターの常設展示は、開館後のインバウンドの増加等の社会環境の変化をふまえ見直しを図る必要がある

（3）熊野古道の保全

- 保全団体は10名以下の団体が約6割であり、高齢化が進行し担い手が不足
- 熊野古道サポーターズクラブ会員は約1,800名いるものの、保全活動への参加は5%程度
- 保全活動の財源は主に寄付金で賄われているが活動資金が不足

1 計画期間

令和7年度から11年度までの**5カ年計画**

○熊野古道アクションプログラムの「めざす姿」（3追記編抜粋）
「歩き旅」を象徴的なイメージとしながら、さまざまな目的で多くの
人々が伊勢路を訪れ、それが地域の活力になっています。

3 取組の方向性

（1）観光インフラ整備

- 「熊野古道伊勢路 案内等表記ガイドライン」に沿った多言語対応の**案内標識の整備**（新設・更新）にかかる支援
- **トイレの洋式化**などを推進する新たな補助制度の創設
- 二次交通の利便性向上のためJR特急南紀と連動する**地元バス、タクシー事業者と連携**した調査・実証事業の実施
- 自家用車利用を想定した峠登り口付近の**駐車場の状況調査**を行い、アクセス方法の検討
- 市町及び観光・商工団体などと連携した**地域の観光施設等への誘客促進**
- **インバウンド向けの高付加価値宿泊施設**の誘致

（2）「魅力」の発信

- 伊勢路を「**二大聖地を結ぶ絶景の道**」として、魅力発信やプロモーションを推進
- 東紀州地域振興公社、市町及び観光・商工団体などと連携し、**峠ごとの魅力や周遊コース等の情報発信**
- 世界遺産を構成する**奈良県、和歌山県と連携**した効果的なプロモーション、案内機能の強化
- 県立熊野古道センターの**常設展示のリニューアル**による魅力発信、多言語化、DX化による集客交流の強化

（3）熊野古道の保全

- 県が市町と連携して**保全活動にかかる支援策**を検討
- **熊野古道サポーターズクラブ**会員の参画促進
- **企業、団体、外部ボランティアの受入れ**による担い手確保
- ふるさと納税、クラウドファンディングなど、**新たな財源確保策**の検討
- **次世代継承**のための啓発活動や体験機会の充実



半島振興法の一部を改正する法律について(議法、令和7年3月31日日切れ)【別紙2】

令和7年3月26日成立

法改正事項(概要)

I. 総論的事項

(1) 目的【第1条】

- ・法目的に「半島防災」及び「地方創生」を追加（なお、「半島防災」は法律上初めて、「地方創生」は法律の見出し以外では初めて規定。）
- ・半島地域の役割に「自然環境及び良好な景観の保全」、「多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」追加
- ・地域の創意工夫を生かすこと、多様な主体の連携には半島地域以外のいわゆる「関係人口」も含まれることを明記

(2) 基本理念【第1条の2】 **新設**

- ・基本理念として「地方創生」、「魅力の増進」、「半島防災・国土強靱化」の3つの観点を提示
- ・「地方創生」の観点は、地域の課題を提示し、これらを改善して自立的な地域社会を実現することを目指すもの（第1号）
- ・「魅力の増進」の観点は、半島地域の役割・特性を「強み」と捉え、その魅力の増進を目指すもの（第2号）
- ・「半島防災・国土強靱化」の観点は、孤立しやすいなど半島の地理的特性を踏まえた防災を「半島防災」と位置づけ、国土強靱化の理念を踏まえた施策の着実な実施を目指すもの（第3号）

(3) 国・都道府県の責務【第1条の3】 **新設**

- ・基本理念にのっとり、国は総合的な施策の策定・実施の責務を、都道府県は振興に必要な施策の策定・実施のほか、市町村の援助を行うよう努めることを規定

・I. 総論的事項では「半島地域」と規定しており、第2条で規定する半島振興対策実施地域以外の半島地域に対しても適用

(⇒地方創生や国土強靱化に係るここまでの規定は、半島地域全体に適用される)

II. 半島振興基本方針と半島振興計画

(1) 基本方針【第2条の2】 **新設**

- ・主務大臣が半島振興基本方針を定めることに加え、その際の記載事項、策定手続き等を規定

(2) 半島振興計画【第3条・第4条】

- ・地方分権の観点から、都道府県による半島振興計画の作成義務を努力義務に改正
- ・配慮規定等の追加に伴う計画事項の追加（計画の達成状況の評価を含む）
- ・国土強靱化基本計画、水循環基本計画との調和

III. 半島に対する配慮規定の充実

(1) 交通の確保【第12条の2】

- ・現行の「地域公共交通の活性化及び再生」の規定を拡充し、「交通の確保」として交通施設全般の整備の規定に拡充
- ・目的に「物資の流通の確保」の観点も追加

(2) デジタル社会の形成に資する情報の流通の円滑化等【第13条】

- ・目的に「地域公共交通の活性化」「物資の流通確保」「災害情報の収集・提供の円滑化」「デジタル社会の形成」を、配慮事項に「先端的な情報通信技術の活用」を追加

(3) 農林水産業その他の産業の振興等【第13条の2】

- ・目的に「競争力の強化」を、配慮事項に「水産動植物の生育環境の保全及び改善」を追加

(4) 就業の促進【第13条の3】

- ・目的に就業先としての「農林水産業その他の産業」を明示、配慮に際し「情報通信技術の進展」「場所に制約されない働き方の普及」等の社会変化に留意する旨を追加

(5) 生活環境の整備【第13条の4】

- ・目的に「持続可能な地域社会の維持・形成」を、配慮事項に「住民生活・産業振興の拠点の形成」を加え、住宅等の整備に「空家の活用」が含まれる旨を明示

(6) 医療の確保【第13条の5】

- ・無医地区以外での医療の充実に係る規定を新設、配慮事項に「遠隔医療」を追加

(7) 介護サービス・障害福祉サービス等の確保等【第13条の6】

- ・介護サービスの配慮事項に「地域の人材の活用」「介護ロボット等の導入」を加えるとともに、新たに「障害者福祉」に係る配慮事項を追加

(8) 高齢者及び児童の福祉の増進【第14条】

- ・高齢者福祉に係る事項に加えて、新たに「児童福祉」に係る事項を追加

(9) 教育の充実【第14条の2】 **新設**

- ・配慮事項に「半島地域の特殊事情に鑑みた学校教育及び社会教育（情報通信技術の活用を含む）の充実」「生涯学習の振興」「区域以外の子どもに対する半島地域の特性を生かした教育の提供」を追加

(10) 自然環境の保全及び再生【第14条の3】 **新設**

- ・「自然環境の保全及び再生（自然景観の保全を含む）」に係る配慮規定を新設

(11) 再生可能エネルギーの利用の推進【第14条の4】 **新設**

- ・地域資源を活用した「再生可能エネルギーの利用の推進」に係る配慮規定を新設

(12) 地域文化の振興等【第15条】

- ・配慮規定に「地域の風土等により形成された景観地の保存及び活用」を追加

(13) 観光振興・交流促進【第15条の2】

- ・「地域の特性を生かした観光地、高い国際競争力を有する観光地その他の魅力ある観光地の形成等」を追加

(14) 移住等の促進、人材育成、関係者間連携【第15条の3】

- ・「移住・定住・二地域居住の促進」「人材育成」「関係者間における緊密な連携・協力の確保」に係る配慮規定を新設

(15) 半島防災の推進及び実効性の確保【第15条の4】

- ・半島防災の観点を強調するため、目的に「国土強靱化」「孤立及び地域経済の円滑な運営の阻害防止」の観点を、配慮事項に「実効性の確保」「道路、港湾の交通施設、水道、下水道等の施設の整備」「再生可能エネルギー等を活用した非常用電源設備」「災害応急対策・復旧に係る体制整備」を追加

(16) 感染症発生時の生活に必要な物資の確保等【第15条の5】 **新設**

- ・感染症発生時の物資の確保・事業活動の継続に対する配慮規定を新設

(17) 生産機能の整備等が低位にある集落への配慮【第15条の6】 **新設**

- ・生産機能・生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮規定を新設
- ・具体的な対応として、郵便局等も活用した生活環境の維持に適切に配慮するとともに、必要な情報提供等に努める旨を規定

IV. その他体制の整備等

・半島振興に携わる関係者が協議会を設置できる規定【第15条の7】 **新設**

- ・施策の実施体制強化のため、内閣総理大臣を主務大臣に追加【第19条】
- ・施行期日、経過措置、法施行後5年を目途に見直し等を行う旨を改正附則に規定

V. 半島振興法の法期限の延長

- ・法期限の10年間延長（令和16年度末まで）【附則第2項】

